

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計のあり方に関する検討委員会
第3回委員会

日時：平成28年11月21日（月）13：00～15：00

場所：国土交通省11階特別会議室

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 2-1 報告事項
 - 2-2 建築設計標準の構成の見直しについて
 - 2-3 「2.9 客室」について
 - 2-4 「2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室」について
 - 2-5 「2.7 便所・洗面所」について
 - 2-6 意見交換
3. その他 第4回委員会の予定について
4. 閉会

【配布資料】

第三回委員会議事次第、配席図

- 資料1 ホテルのバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査結果
資料2 建築設計標準の構成の見直しについて
資料3 「2.9 客室」
資料4 「2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室」
資料5 「2.7 便所・洗面所」

参考資料1 委員名簿

参考資料2-1 建築設計標準第2回委員会議事要旨（案）

参考資料2-2 第2回委員会後に提出された意見

参考資料 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（平成24年度抜粋版）

<オブザーバー席左>

- ▼ 内閣官房 東京リハビリ競技大会・パラスポーツ競技大会推進本部 事務局
- ▼ 横浜市 建築局 建築指導部 建築環境課
- ▼ 文部科学省 大臣官房 施設企画部 施設企画課
- ▼ 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
- ▼ 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

<オブザーバー席右>

- ▼ 厚生労働省 大臣官房 会計課 施設整備室 営繕専門官
- ▼ 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
- ▼ 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課
- ▼ 国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅ストック高度化研究室
- ▼ 国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ

窓

- | | | | | |
|------------------------------|--|------------------------------|--------------------------------|---|
| 大竹 浩司
(一財) 全日本ろうあ連盟
理事 | 松田 雄二
東京大学大学院
工学系研究科建築学専攻
准教授 | 高橋 儀平
東洋大学ライフデザイン学部
教授 | 佐藤 克志
日本女子大学家政学部 住居学科
教授 | 布田 健
国土技術政策総合研究所
住宅研究部住宅生産研究室
室長 |
|------------------------------|--|------------------------------|--------------------------------|---|

委員長

手話通訳席

- | | |
|--|--|
| 今西 正義
(特非) D P I 日本会議
バリアフリー担当顧問 | 小幡 恭弘
(公社) 全国精神保健福祉会連合会
理事 |
| 齋藤 秀樹
(公財) 全国老人クラブ連合会
常務理事 | 土岐 達志
(福) 日本身体障害者団体連合会
副会長 |
| 妻屋委員代理 赤城 喜久代
(公社) 全国脊髄損傷者連合会
専務理事 | 橋口 亜希子
(一社) 日本発達障害ネットワーク
事務局長 |
| 風間 淳
(一社) 日本ホテル協会
副委員長 | 藤井 貢
(福) 日本盲人会連合 組織部長 |
| 粉川 季雄
(一社) 全日本シティホテル連盟
専務理事 | 梶原 優
(一社) 日本病院会 副会長 |
| 高橋 広直
(一社) 日本建設業連合会
設計企画部会委員 | 黒田 和孝
(一社) 全日本駐車協会 専務理事 |
| 成藤 宣昌
(公社) 日本建築士会連合会
福祉まちづくり部会 委員 | 高橋 寛
(一社) 日本ビルディング協会連合会
政策委員 |
| 早川 文雄
(一社) 日本建築士事務所協会連合会 | 大宅 宏之
大阪府住宅まちづくり部建築指導室
建築企画課 課長補佐 |
| 村上 哲也
(一社) 日本ショッピングセンター協会
事務局長 | 木戸 麻亜子
神奈川県 県土整備局 建築住宅部
建築指導課 主任技師 |
| 連 健夫
(公社) 日本建築家協会
委員長 | 工藤 秀仁
東京都 都市整備局
市街地建築部 建築企画課
課長代理 |

事務局

<事務局>

- 国土交通省住宅局建築指導課
- (一社) 新・建築士制度普及協会
- (一財) 国土技術研究センター
- (株) 市浦ハウジング&プランニング

速記

内線
59108

出入口

廊下

出入口

オブザーバー席

随行者席

オブザーバー席

随行者席

ホテルのバリアフリー化の 現状等に関するアンケート調査 結果報告

アンケート実施概要

■実施対象

- ・シティホテル連盟の会員ホテル及びヒアリングを実施したホテル
- ・配布総数 211
- ・有効回答数 51
- ・回答率 24.2%

■アンケート実施期間

- ・調査期間
2016年10月14日（金）
～28日（金）

アンケート項目

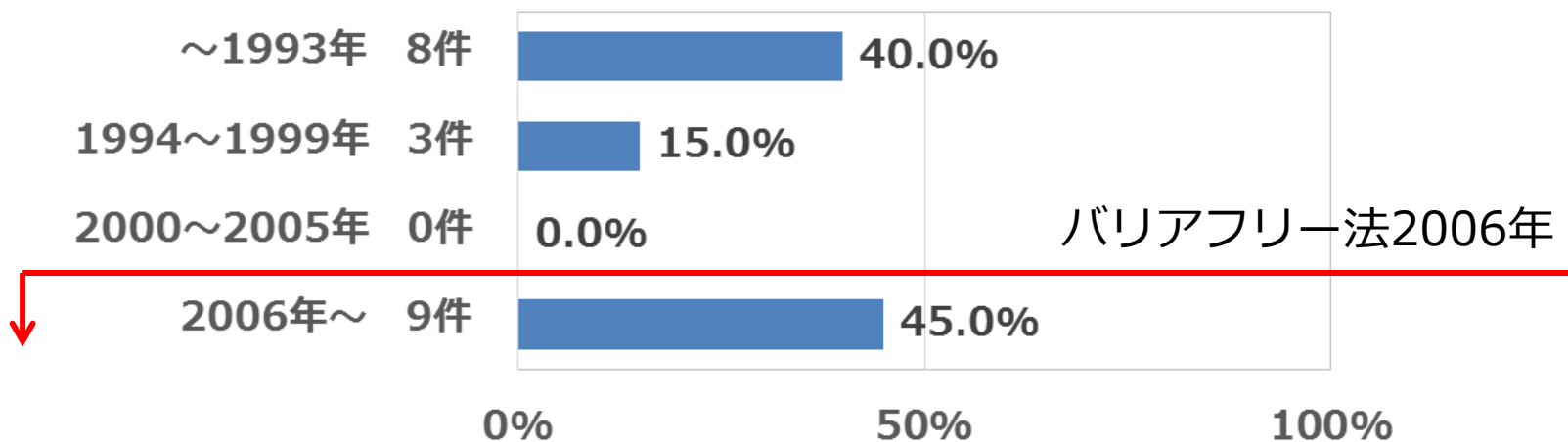
1 ホテル 基礎情報	1.1 所在地 1.2 階数 1.3 延べ床面積	1.4 構造 1.5 竣工年、開業年 1.6 客室数
2 UDルーム	2.1 UDルーム概要 2.2 出入口 2.3 UDルームの浴室・トイレ 2.4 情報提供、予約 2.5 今後について	
3 一般客室	3.1 一般客室概要 3.2 客室出入口 3.3 浴室（ユニットバス含む） 3.4 一般客室の配慮 3.5 今後について	
4 ホテル 共用部	4.2 共用の車いす使用者用トイレ 4.2 大浴場・共用浴室 4.3 メインエントランス 4.4 レストラン	
5 全体を 通じて	5.1 これまでに高齢者や障害のある人、乳幼児連れの人、外国人等がホテルを利用するにあたり、対応に困ったこと 5.2 今後の高齢社会への対応、オリンピック・パラリンピック時の対応など、ホテルとして対応予定のこと	

UDルームの状況 (1/5)

ユニバーサルルーム、またはバリアフリールーム、アクセシブルルームなど、以降UDルームと略す

- 51回答のうち17回答 (33.3%) がUDルーム有と回答
- UDルームの総数は25部屋、平均1.47室
- UDルームの有るホテルの総客室数は3,169室
- UDルームの有るホテルの総客室数に対するUDルームの割合は0.79%

開業年別 UDルームのあるホテル n=20 未回答5

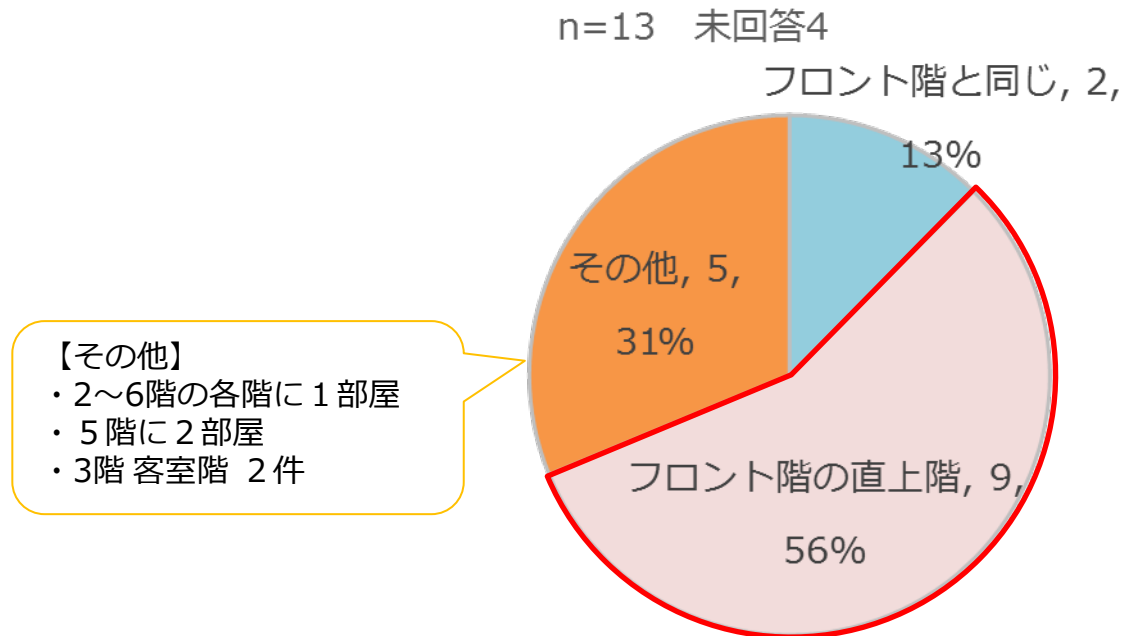


UDルームの面積、位置 (2/5)

○ UDルームの部屋面積は一般客室に比べ広く、ツインで28.1㎡

部屋タイプ	件数	面積平均	参考：一般客室部屋 面積平均
ツイン	7	28.1㎡	21.9㎡
ダブル	0	0.0㎡	21.8㎡
シングル	4	19.2㎡	12.7㎡
その他	2	21.4㎡	20.5㎡
合計	13	26.3㎡	15.7㎡

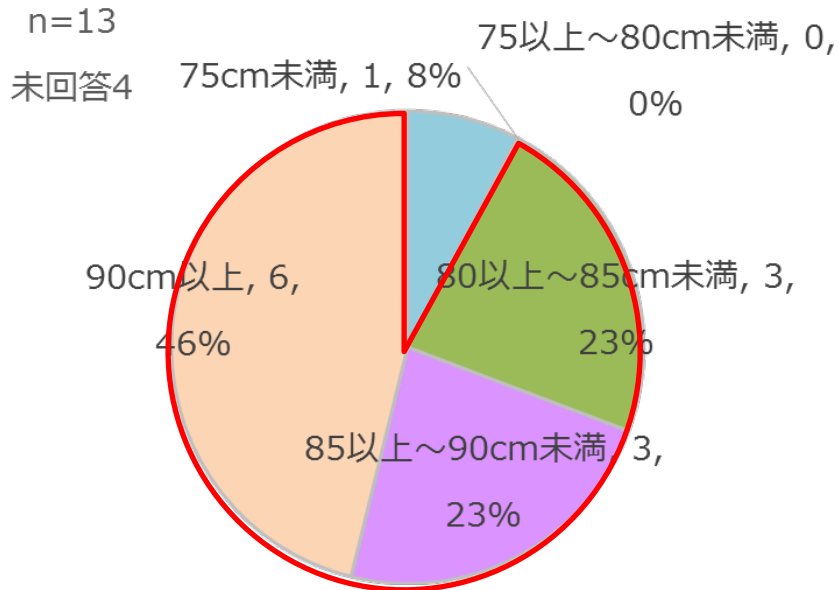
○ UDルームはフロント階の直上階に位置するものが半数以上



UDルームのドアの幅と段差 (3/5)

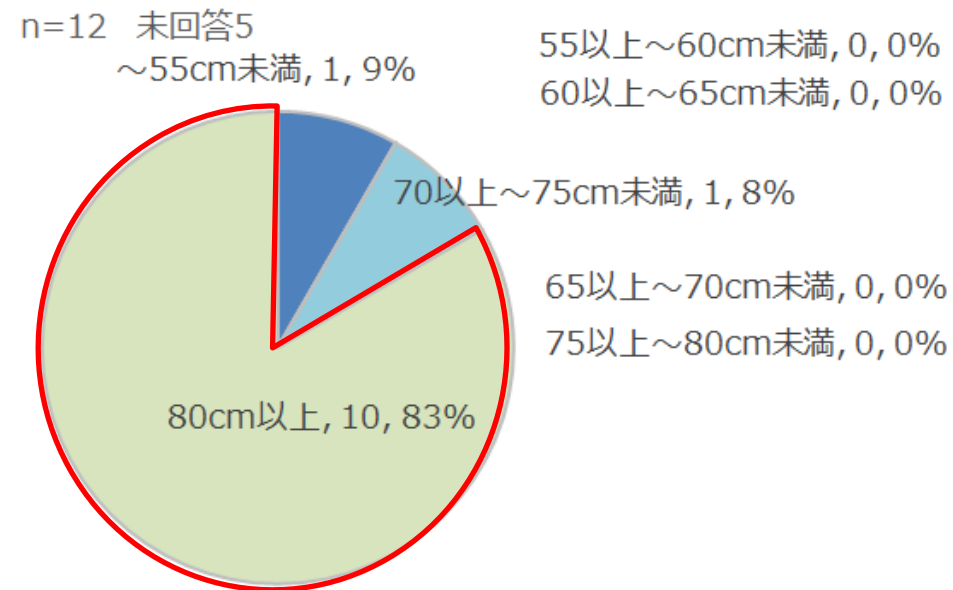
○UDルームの
客室出入口の段差はなく、
ドア幅は80 cm以上が92%

客室出入口のドア有効開口幅
(平均84.9 cm)



○UDルームの
浴室出入口の段差はなく、
ドア幅は80 cm以上が83%

浴室出入口のドア有効開口幅
(平均82.2 cm)

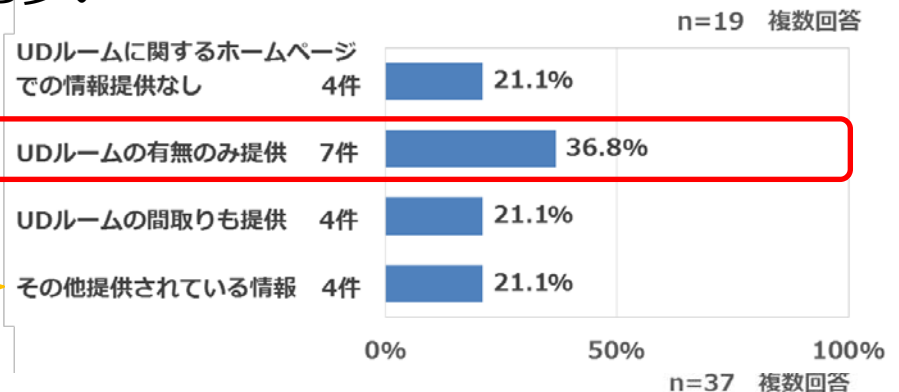


UDルームに関する情報提供・予約 (4/5)

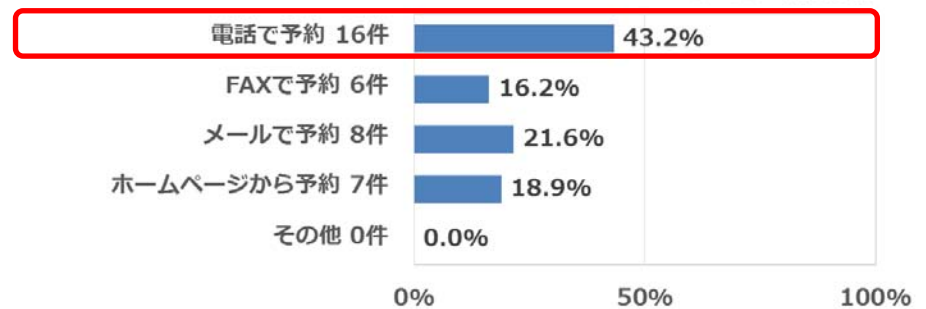
○UDルームの有無のみを情報提供が最も多い

【その他の提供されている情報】

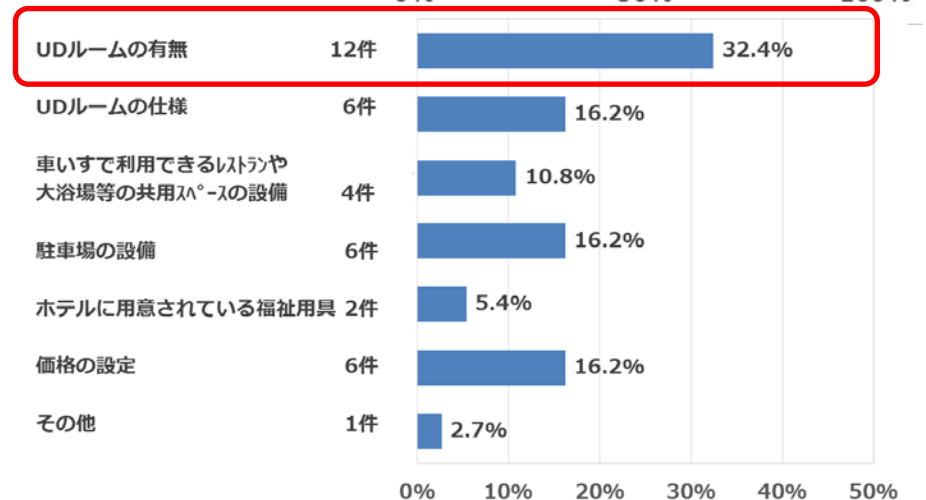
- ・Q&Aに記載
- ・360度パノラマビューWEB体験
- ・バスルーム写真
- ・室内段差の有無、段差の高さ、定員数等



○UDルームの予約は電話対応が最も多い

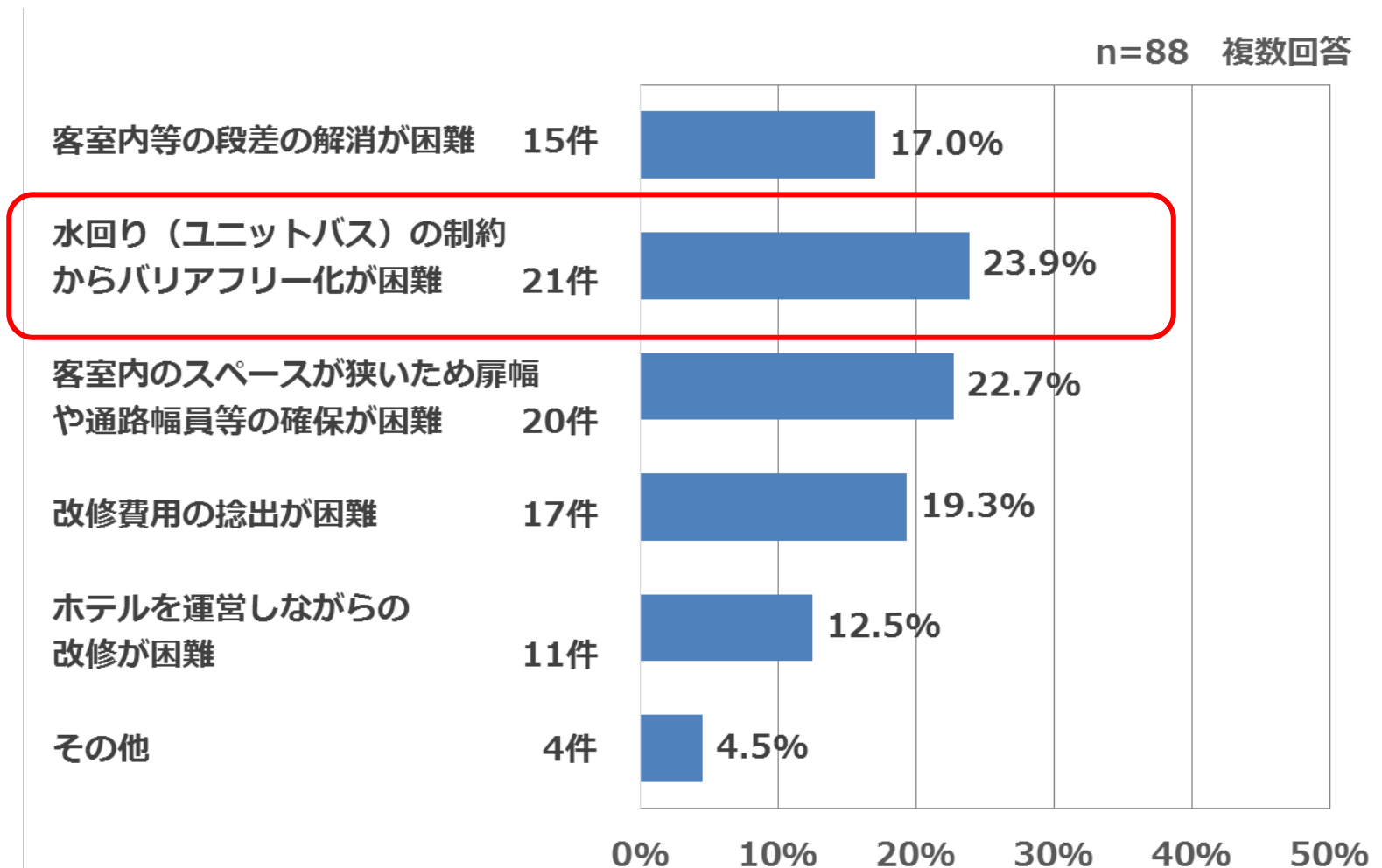


○UDルームに関する問い合わせはUDルームの有無についてが最も多い



UDルームの改修にあたっての課題 (5/5)

- UDルームを増やす予定が有るとの回答は2回答 (4%) のみ
- UDルームを増やすにあたり、既存の客室改修の課題としては、水回り (ユニットバス) が最も多く、客室内のスペースの確保が挙げられている

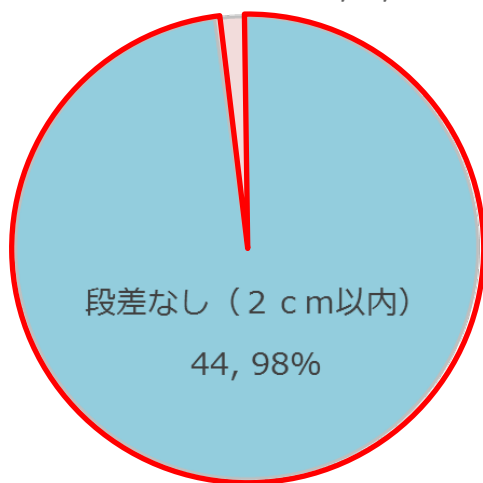


一般客室の出入口の段差とドアの幅 (1/3)

○一般客室の出入口の段差は、
段差なしが98%

一般客室出入口の段差

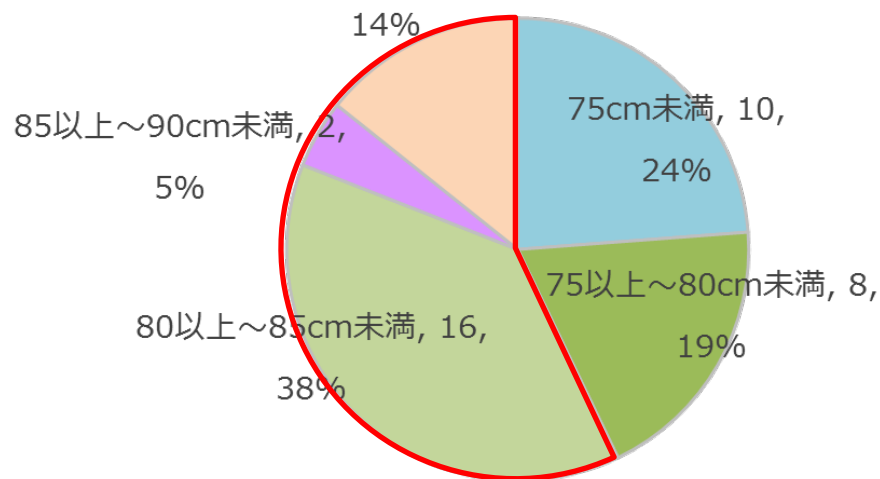
n=44 未回答6
段差あり, 1, 2%



○一般客室のドアの幅は
80 cm以上が57%

一般客室出入口のドア有効開口幅
(平均79.2 cm)

n=42 未回答9
90cm以上, 6,



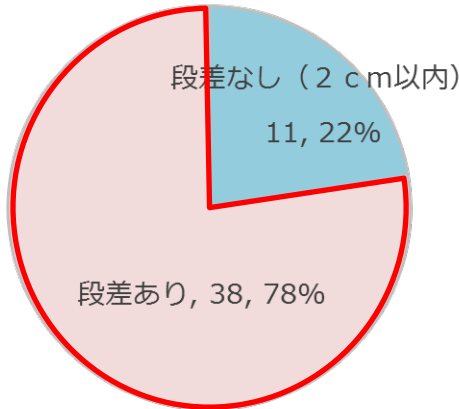
一般客室の浴室出入口の段差とドアの幅 (2/3)

○一般客室の浴室出入口の段差は、
段差有りが78%、
15 cm以上の段差が70%

○一般客室の浴室ドアの幅は
65 cm未満が57%

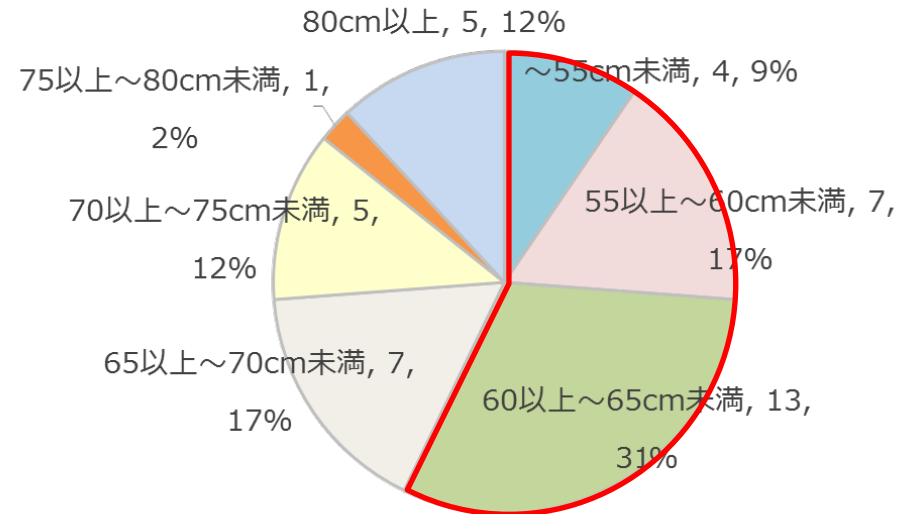
一般客室浴室出入口の段差

n=49 未回答2

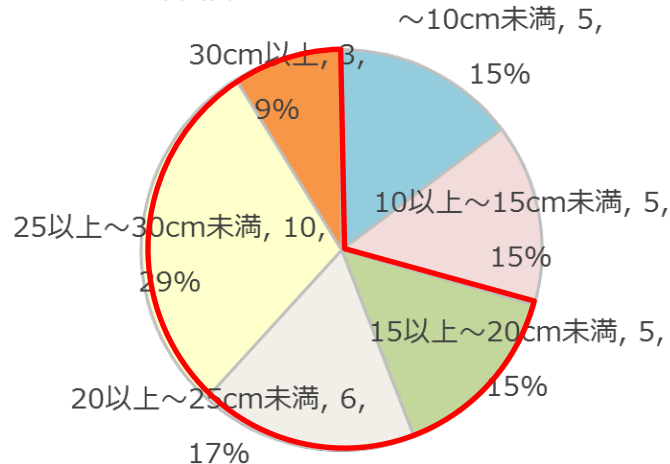


一般客室浴室のドア有効開口幅 (平均63.1 cm)

n=42 未回答9



n=34 未回答4



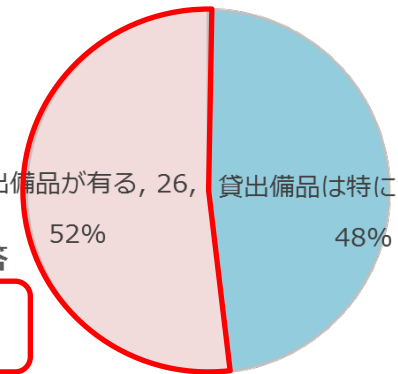
客室での配慮 (3/3)

○ 一般客室（又はUDルーム）における高齢者、障害者（聴覚障害者、補助犬）等への配慮としての備品の貸し出しについては、**貸出備品有りが52%**、

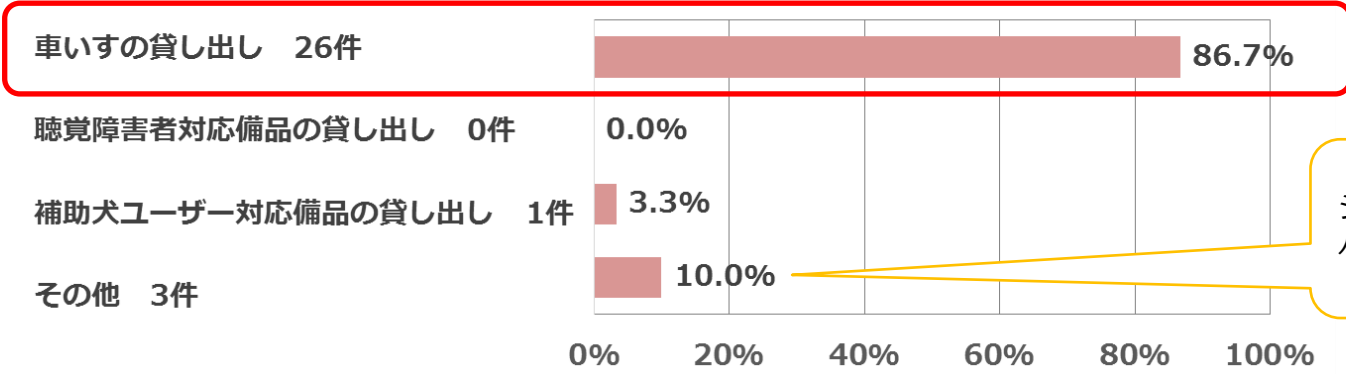
n=50 未回答1

○ 貸出備品の内容は車いすの貸し出しが86.7を占める

貸出備品が有る, 26, 貸出備品は特に無い, 24,



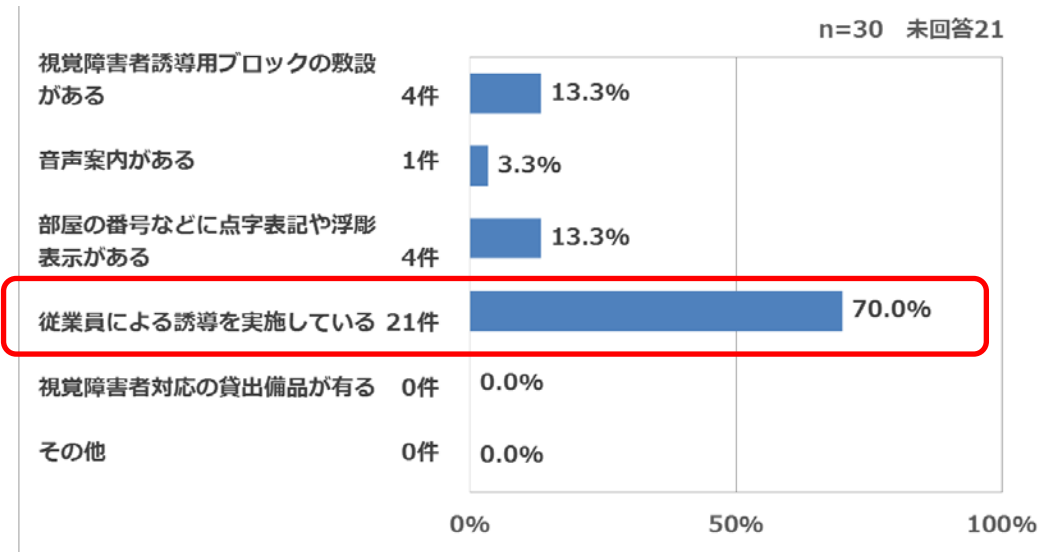
n=30 複数回答



【その他の貸し出し備品】
シャワーチェア、バスグリップ、
バスタブ用ゴムシート、介護用イス
(浴室用) フロントに筆談器あり

○ 視覚障害者への配慮としては、**従業員による誘導が70%**

n=30 未回答21

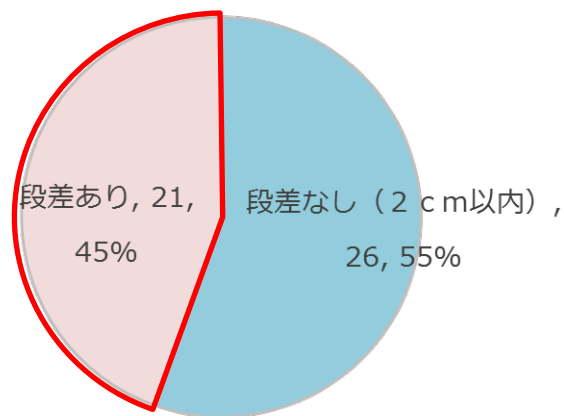


メインエントランスの段差

○メインエントランスの段差

段差有りが45%

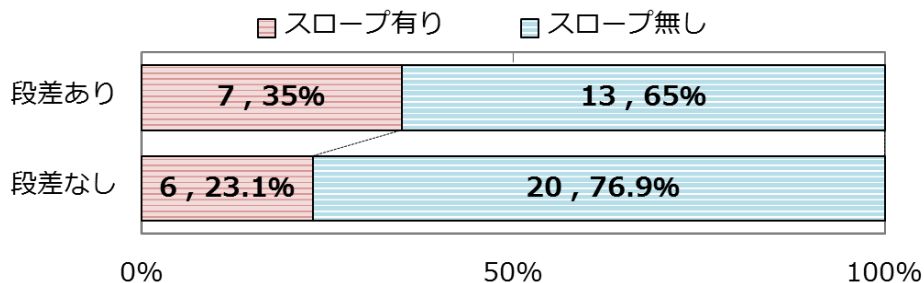
n=47 未回答4



段差がある場合の対応

他の出入口に誘導する	4
簡易スロープを設置する	4
その他	5
合計	13

n=47 未回答4

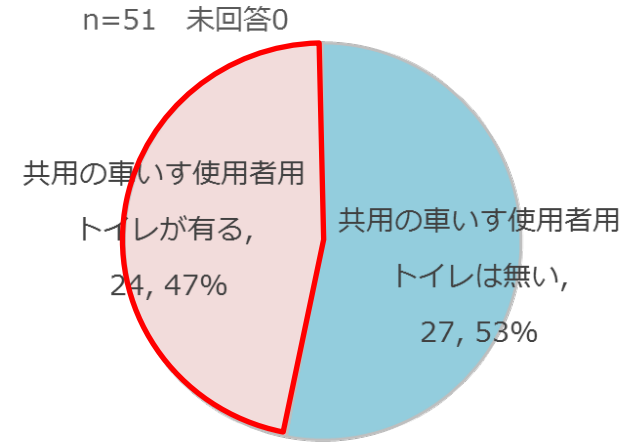


段差が有りの詳細

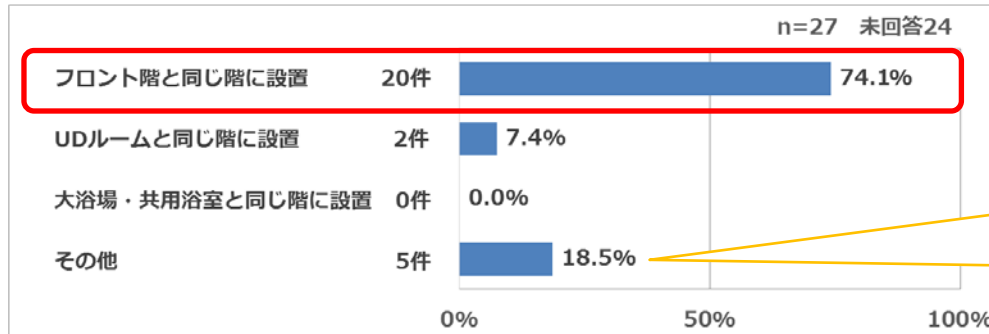
スロープの有無	段差の状況	誘導方法
スロープ有り	5cm	スロープ有り (竣工当初)
	10cm	他の出入口に誘導する、スロープ有り (竣工当初)
	15cm	スロープ有 (段差解消のため後から)
	15cm、2段	スロープ有り (竣工当初)
	20cm	スロープ有り (竣工当初)
	3段	スロープ有り (竣工当初)
	未回答	スロープ有り
スロープ無し	5cm、1段	簡易スロープを設置する
	3段	
	5段	
	未回答	
	6cm	他の出入口に誘導する
	10段	他の出入口に誘導する
	12段	エレベータへ誘導
	18段	他の出入口に誘導、エレベーターを利用
	未回答	地下エレベーターから誘導
		8cm
	3段	
	10cm	
	10cm、3段	
	5段	

共用の車いす使用者用トイレ

○共用の車いす使用者用トイレが
有るとの回答は47%

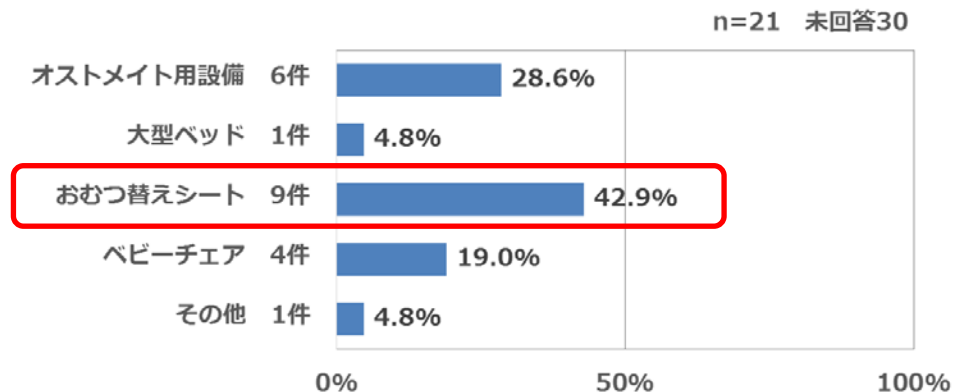


○共用の車いす使用者用トイレは
フロント階と同じ階に設置されているが最も多い



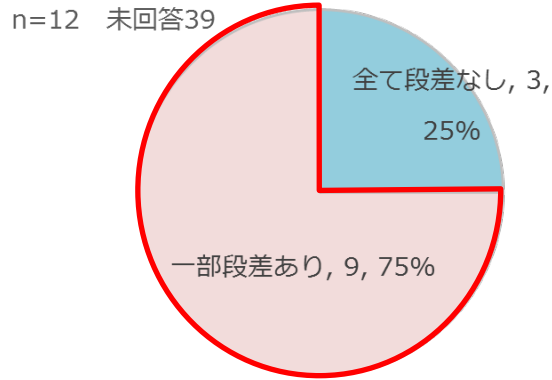
- 【その他の設置場所】
- ・1階エレベーター横
 - ・1階玄関から近い
 - ・2階宴会場近く
 - ・食事会場
 - ・宴会場フロア（4階）

○共用の車いす使用者用トイレ内の設備は
おむつ替えシートが最も多い

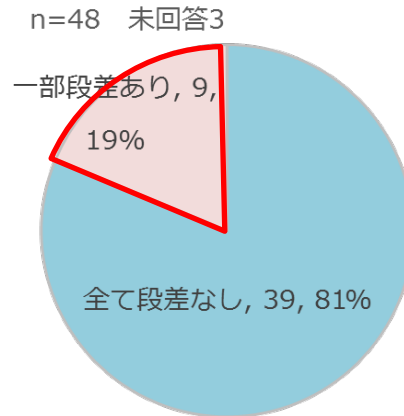


大浴場、共用の浴室、レストランの段差

○ 大浴場、共用の浴室の段差
一部段差有りが75%



○ レストランの出入口の段差
一部段差有りが19%

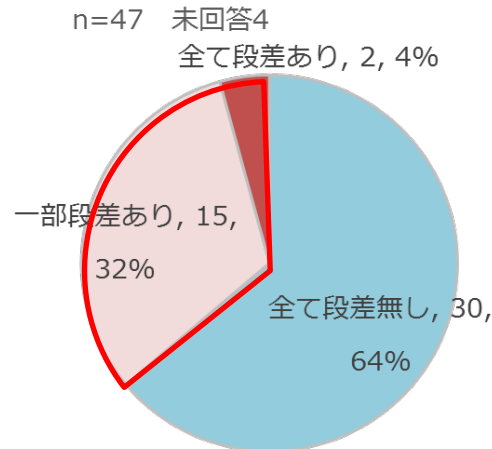


段差がある場合の対応

簡易スロープを設置	1
人的に介助	2
その他	1
合計	4

【その他の対応】
エントランスからロビーを通行にて対応

○ レストラン内部の段差
一部段差有りが32%



段差がある場合の対応

簡易スロープを設置	0
人的に介助	3
その他	1
合計	4

建築設計標準の構成の見直しについて

1. 目的

建築物のバリアフリー化を進めるためには、設計者のバリアフリー設計に対する理解を深めることが重要である。このため、今回の建築設計標準の改正にあたり、バリアフリー設計の担い手となる設計者の実務が円滑に進むよう、全体の構成を見直すこととする。

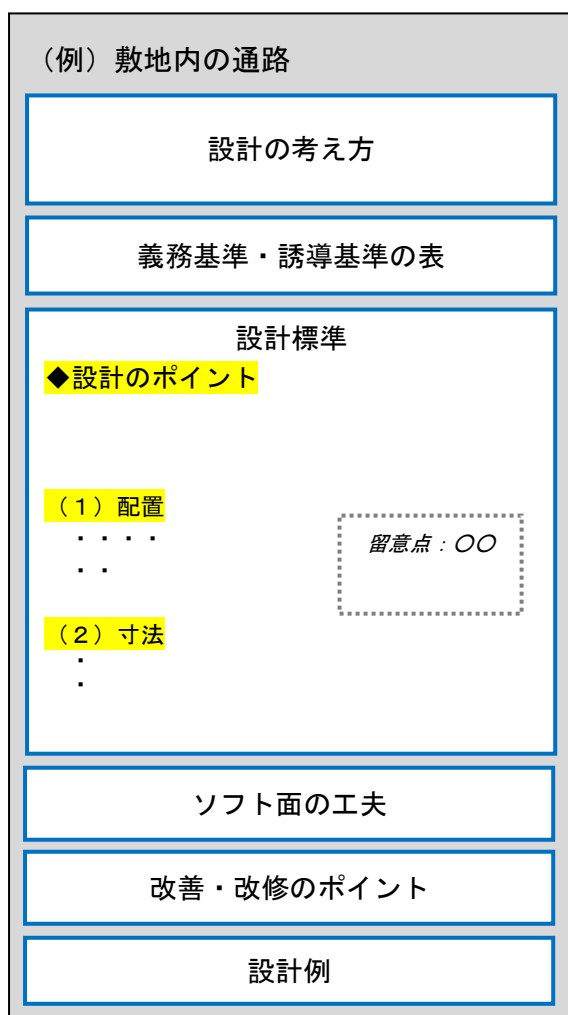
2. 見直しの概要

- ・大項目（「基準」、「設計の考え方」等）の配置の見直し（設計実務に関連する大項目の集約化）
- ・小項目（「配置」や「寸法」等）の統一
- ・義務基準、誘導基準、その他配慮すべき事項の並び替え

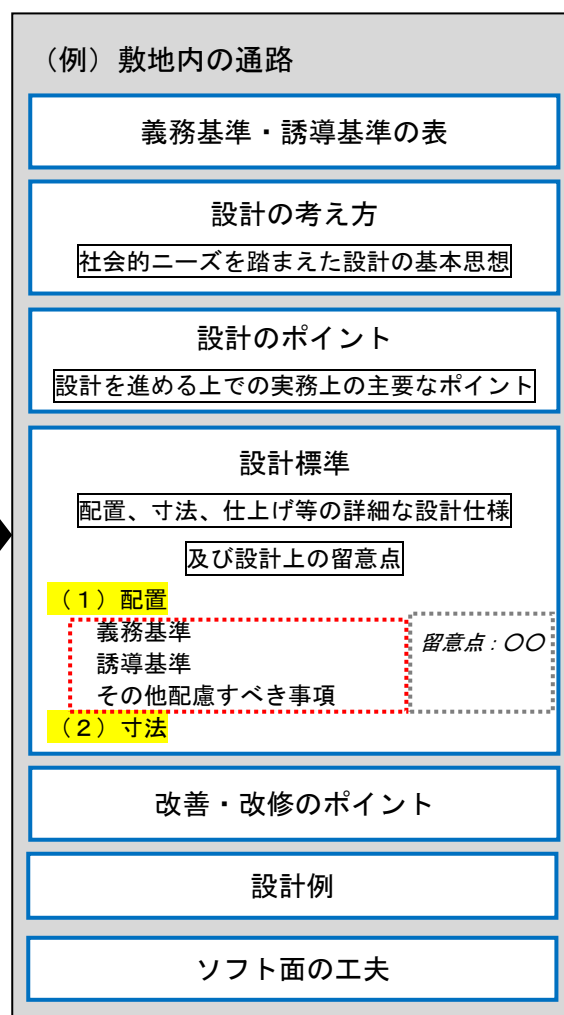
※「大項目」：

「小項目」：

改正前



改正後



バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の掲載について

1. 目的

バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（義務化対象建築物の追加、基準の追加・強化に関する条例）の制定がより一層促進されるよう、建築設計標準において、現在制定されている条例を紹介することとする。

2. 掲載方法

■ 条例の一覧

（義務化対象建築物・追加又は強化している基準）

	○県	○県	○市
特別特定建築物	1000 m ²		
		全て	
特定建築物		500 m ²	

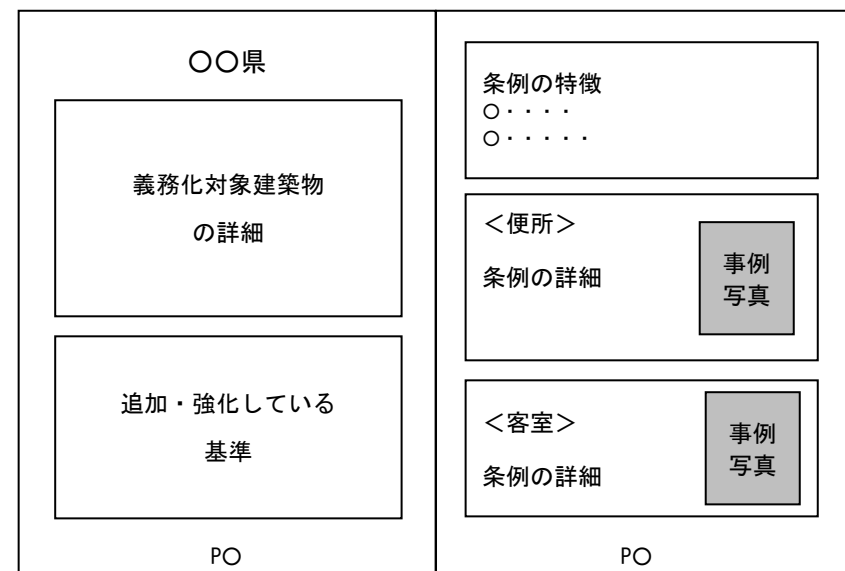
PO

	○県	○県	○市
階段			
便所		強化	
客室	追加		

PO

⇒ 建築設計標準へ掲載

■ 条例の具体的内容の紹介



⇒ 国土交通省ホームページへ掲載

2. 9 客室

赤字 : 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下：建築設計標準）」からの加筆修正案
青字 : 建築設計標準内に既にある記述の移動、又は繰り返し案
緑字 : 事務局による軽微な修正案

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル または 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル または 旅館の客室 (第10条)	①客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	②車いす使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	③便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	④浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同等に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、車いす使用者用客室や高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設けることのほか、一般の客室を含めた施設全体のバリアフリー対応等が求められている。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかにフロント、共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所など）、道路や駐車場から客室に至る経路、緊急時の避難や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時に確認を行うことのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出し等の高齢者、障害者等の対応に関する基本的な情報）を行うことが、施設運営者に求められる。
- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を、客室のバリエーションの一つとして整備することや、共用スペースで様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取組でもある。

◆ 設計のポイント ◆

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」）を設ける。
- ・車いす使用者用客室内には、車いす使用者が円滑に利用可能なスペース及び便所・浴室等を設ける。
- ・車いす使用者用客室以外の客室においても、高齢者、障害者等の利用しやすきの確保に配慮し、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける。
- ・客室出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、室名表示に配慮する。
- ・客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設置する（または貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

2. 9. 1 客室の設計標準

(1) 車いす使用者用客室

車いす使用者用客室は、以下に即して設計する。

① 設置数、配置

- ・客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設ける。
- ・客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ・客室の総数が50未満の場合であっても、車いす使用者用客室を1以上設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の位置は、車いす使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターから遠い位置とすることは避ける。

② 客室出入口の寸法、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすの転回ができるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・客室内には、車いすで360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・ベッドの側面には、車いすで進入しベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とする。
- ・客室は高齢者、障害者等と同伴者が宿泊することに配慮した広さ、間取りとする。

留意点：和室

- ・車いす使用者用客室が和室の場合、畳に車いす使用者が容易に移乗できるように、畳の高さを車いすの座面の高さと同程度とする等の工夫をすることが望ましい。

③ 戸の形式

- ・便所、便房及び浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。（※1）

※1 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合

- ・客室出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。
- ・客室出入口の戸のアイスコープは、一般客室と同じ高さのアイスコープと、床から120cm程度（車いす使用者の目線の高さ）程度の高さに設置する。
- ・そのほか客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 を参照。

④ 部品・設備等

ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以内とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・利用者の状況に対応し、室のレイアウトの変更がとなるようベッドを床に固定することは避ける。

イ. ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。

ウ. 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとする。

エ. コンセント、スイッチ類

- ・車いすでの使用に適した位置とする。
- ・電動車いすのバッテリー充電のため、ベッド脇の通路スペース等にコンセントを設置する。
- ・そのほかコンセント、スイッチ類については2. 1 3 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

留意点：その他の設備・備品

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。

オ. 収納等

- ・車いすでの使用に適した位置とする。
- ・床から棚の高さは、下端：30cm程度、上端：150cm程度とする。
- ・床からハンガーパイプやフックの高さは、120cm程度の低い位置とするか、120cm程度の位置に高さの調節ができるものとする。
- ・収納の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。
- ・室内のカウンターは、床からの上端高さ70cm程度、下端高さ60～65cm程度とし、奥行きは45cm程度とする。

⑤ 仕上げ

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

⑥ 便所

- ・客室内の便所には、車いす使用者が円滑に利用できる便房（以下、「車いす使用者用便房」という。）を設ける。
（※2）
※2 以下の場合を除く。
 - ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準（1）共通する事項、及び（2）車いす使用者用便房を参照。

ア. 便所の出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑦ 浴室またはシャワー室

- ・客室内には、車いす使用者が円滑に利用できる浴室またはシャワー室（以下、「車いす使用者用浴室等」という。）を設ける。（※3）

※3 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車いす使用者用浴室等（個室浴室、家族風呂等）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設ける。

- ・下記のほか、車いす使用者用浴室等については、2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。

ア. 浴室等の出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

a. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・車いすから移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とする。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・浴室用車いすやシャワーチェア等の着座姿勢から簡単に届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とする。

留意点：浴室までの経路

- ・車いす使用者用客室から共用の車いす使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

留意点：浴室等のバリエーション

- ・複数の車いす使用者用客室を設ける場合、高齢者、障害者等が選択ができるよう、便器や浴槽のレイアウトは、右からの移乗用と左からの移乗用のバリエーションを準備することが望ましい。①
- ・また車いす使用者用浴室（浴槽）のある客室のほか、車いす使用者用シャワー室のある客室を準備することが望ましい。

c. 手すり

- ・浴槽入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設ける。

d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いすやシャワーチェア等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座ったまま操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

留意点：水栓

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するため、水栓は定量止水機能のついたものとするのが望ましい。

e. 洗面器等（洗面脱衣室に設置する場合を含む。）

- ・洗面器下部に、車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・車いす使用者が利用しやすいよう、吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～33cm程度とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。

f. 緊急通報ボタン等

- ・浴槽、浴室用車いすやシャワーチェア等から手の届く位置に、緊急通報ボタンまたは非常用を兼ねた浴室室内電話機を設置する。

g. 浴室用車いす等

- ・浴室等には、浴室用車いす、ポータブルシャワーチェア等を設置する。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床をいざって移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

(2) 高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室

高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室は、以下に配慮して設計する。

① 客室出入口の寸法、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすの転回ができるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・客室内には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・ベッドの側面には、車いすで進入しベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型の設置を含む）により段を解消する。

② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。ことが望ましい。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- ・そのほか客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準を参照。

③ 部品・設備等

ア. コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については2. 13 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

④ 便所

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合には、出入口の有効幅員は70cm以上とする。
- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑤ 浴室またはシャワー室

ア. 出入口の寸法

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合には、出入口の有効幅員は70cm以上とする。

イ. 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - a. 浴槽
 - ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。
 - b. シャワー
 - ・原則としてハンドシャワーとする。
 - ・シャワーチェア等の着座姿勢から簡単に届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
 - c. 手すり
 - ・浴槽入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
 - ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及びシャワーチェア等への立ち座りのための手すりを設ける。
 - d. 浴槽及びシャワーの水栓金具
 - ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
 - ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所認知しやすい印等を付ける。
 - e. 洗面器等（脱衣場に設置する場合を含む。）
 - ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

(3) 案内表示、情報伝達設備等

案内表示、情報伝達設備等は、以下に配慮して設計する。

① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面または戸に、部屋番号、室名表示を設置する。
- ・客室出入口の部屋番号、室名表示には、高齢者、障害者等に分かりやすいよう、大きめの文字を用いるほか、特に視覚障害者に配慮し、浮き彫り、点字、図・文字と背景色の明度、色相、彩度（輝度比）の差に配慮したものとする。
- ・客室出入口の戸に設置する避難情報及び避難経路の表示サインは、大きめの文字を用いる等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。車いす使用者用客室出入口の戸等の表示サインは、車いす使用者の見やすい高さに設置する。
- ・上記のほか案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。

② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする

③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとする。

④ 電話機

- ・車いす使用者用客室の電話は、ベッドから手が届く位置に設置する。
- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置または貸し出すことができるように準備する。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことができるように準備する。
- ・上肢の巧緻障害者等に配慮し、呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けた電話機を設置または貸し出すことができるように準備する。

- ・ファクシミリ他、様々なセンサー類

留意点：カードキー

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかるなどの工夫することが望ましい。

留意点：ファクシミリ

- ・ファクシミリが届いた時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。



⑤ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手に取って区別することのできるものを設置する。

留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

⑥ 非常警報装置

- ・聴覚障害者等に緊急時の情報を伝達するため、フラッシュライトやバイブレーター等の非常警報装置を設置または貸し出すことができるように準備する。

留意点：振動呼出器の設置または貸し出し

- ・聴覚障害者は、ドアのノックやドアチャイムが聞こえないため、ノック、ドアチャイムの音に反応して光や振動等で知らせる機器を設けるか、あるいはフロントで貸し出せるようにすることが望ましい。

⑦ 室内信号装置

- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアノック、電話やファクシミリのコール、ドアベルやインターホン、目覚まし時計、火災報知器の警報音を感知して、スタンドや照明を点滅させたり、携帯型バイブレーターを振動させたりして、音声情報を視覚情報や体感情報に変えて伝える機器）を貸し出すことができるように準備する。
- ・そのほか情報伝達設備については、2. 13. 1. 1 情報伝達設備 を参照。

留意点：携帯端末の活用

- ・携帯端末等を貸し出し（あるいは聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し）、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。

（4）その他の備品の設置、貸し出し

① 便所、浴室等の備品の貸し出し

- ・客室に浴室用車いす、ポータブルシャワーチェア、浴槽移乗台、補高便座等を貸し出すことができるように準備する。

留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・平成14年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテルなど、不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬同伴の受け入れが義務付けられたため、配慮が必要である。

② 補助犬用の備品の貸し出し等

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことができるように準備する。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設ける。

- ・補助犬用の貸し出し備品例：犬用マット、リードつなぎ用ロープ、水とえさ用ボウル、新聞紙とタオル



2. 9. 2 改善・改修のポイント

2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

(1) 車いす使用者用客室

車いす使用者用客室は、以下に即して設計する。

① 客室出入口の寸法、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・客室内には、車いすで360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを1以上設ける。(家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- ・ベッドの側面には、車いすで進入しベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路(据え置き型の設置を含む)により段を解消する。

② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差がないものとする。

③ 便所・浴室等

- ・車いす使用者用便房、車いす使用者用浴室等を設ける。

(2) 高齢者、障害者等に配慮した一般客室

高齢者、障害者等に配慮した一般客室は、以下に即して設計する。

① 客室出入口の寸法、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・客室内には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路(据え置き型の設置を含む)により段を解消する。

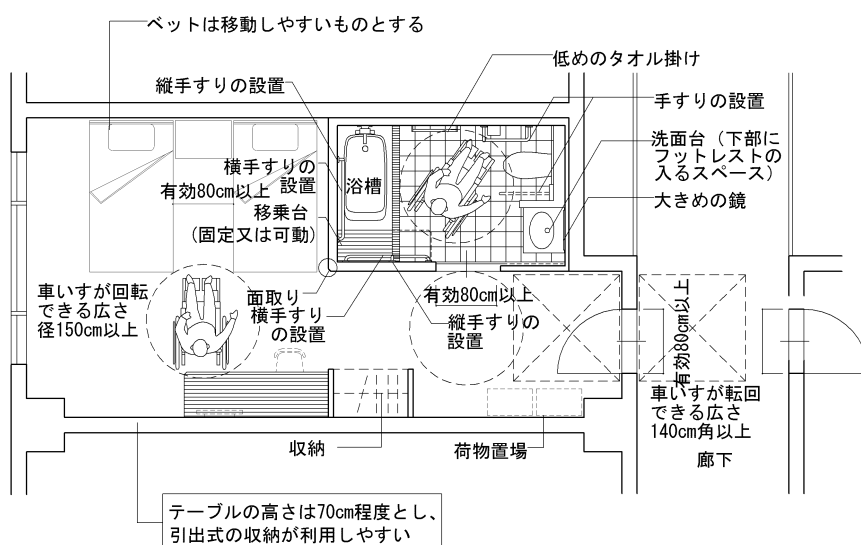
② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差(浴室内側の防水上必要な高低差(立ち上がり高さ)を除く。)がないものとする。

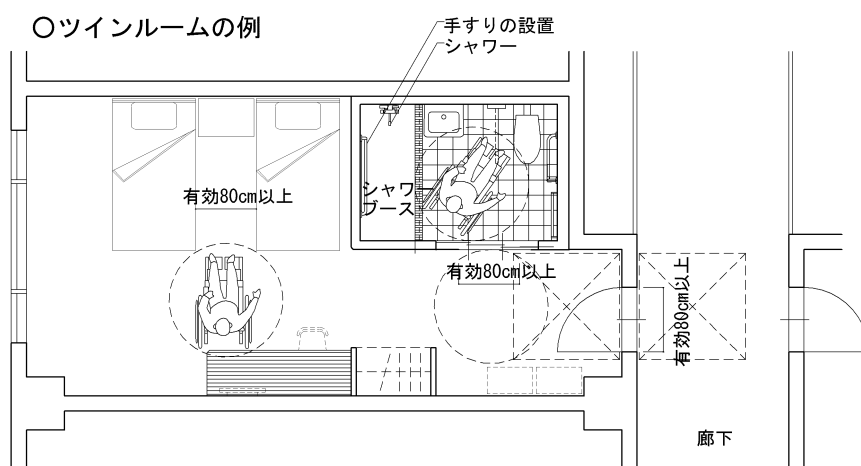
客室 1

●客室の設計標準

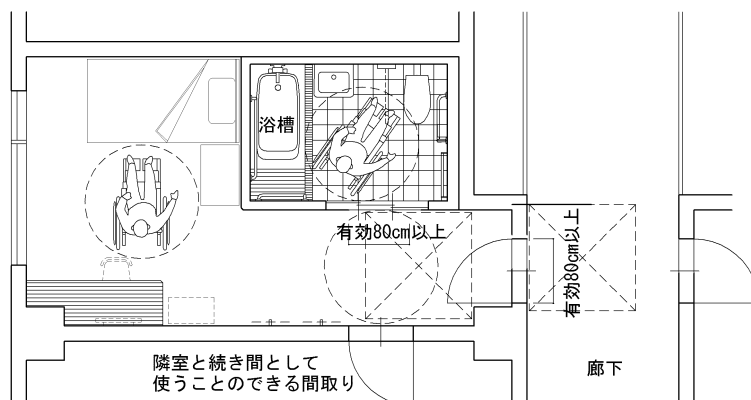
○ツインルームの例



○ツインルームの例

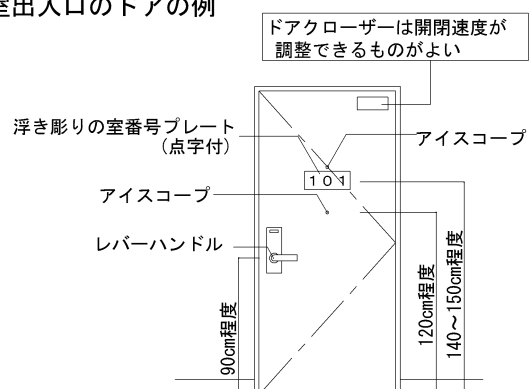


○シングルルームの例

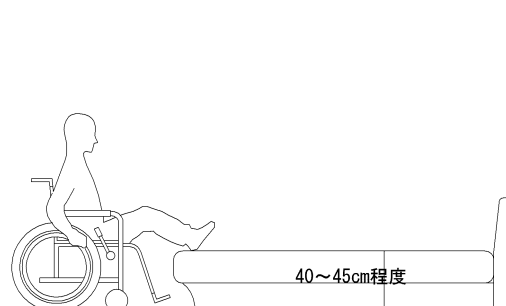


客室 2

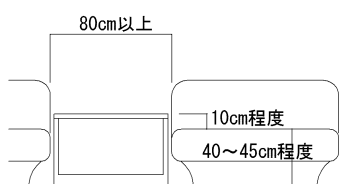
○客室出入口のドアの例



○ベッドの高さの例



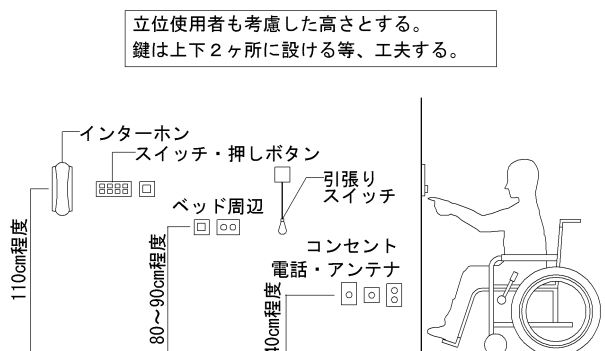
○ベッド廻りの例



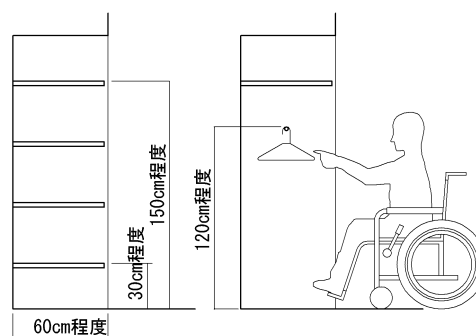
○浴室廻りの例



○コンセント、スイッチの高さの例



○収納の例



2. 9. 3 設計例



- ・床に段がなく、車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



- ・出入口、床の段をなくし、引き戸とした客室内の便所（改修事例）

2. 9. 4 ソフト面の工夫

(1) 情報提供

- 車いす使用者用客室の有無やその概要（主要な寸法等）、備品等の貸し出しの有無、施設のバリアフリー化状況等の基本的な情報が、施設のホームページで提供されることが望ましい。



・筆談ボード：書いて消せる白板

(2) 意思疎通

- フロントや受付には、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを常備することが望ましい。



・入力した文章を音声で出力できる音訳の装置

(3) 設備の使用方法等の説明

- 視覚障害者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- 多様な利用者に配慮し、客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。

(4) 人的対応

- 車いす使用者をテーブル席のあるレストランに案内することや、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。
- 宿泊機能を有する施設では、設備に加え、高齢者、障害者等に配慮し、従業員による人的な対応を行っている。
- 右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。

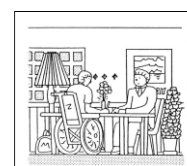
留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

対応策・整備項目	利用対象者			
	高齢者	車いす使用者	視覚障害者	聴覚障害者
◎予約の際に申し出があった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所に的確な申し送りをしておく			○	
◎従業員は常に館内の様子に気を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○	○	○
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○		
●車いすの貸し出しを行なう	○	○		
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○	○		
○コンシェルジュ等によって、手話等を受えたいきめ細かい案内を行う	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○		○	
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する			○	

- ◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害者を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。
- 重点事項：高齢者や障害者をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。
- 補完事項：高齢者や障害者をもつ人の受け入れ体制づくりにおいて、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。



車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウンター代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

（社）日本観光協会「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」より抜粋

2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

赤字 : 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下：建築設計標準）」からの加筆修正案
 青字 : 建築設計標準内に既にある記述の移動、又は繰り返し案
 緑字 : 事務局による軽微な修正案

◆ 基準 ◆

＜建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物や温浴施設等の公衆浴場等においては、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した共用の浴室や更衣室を設けることや、施設全体のバリアフリー対応等が求められている。
- ・また高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に運動の機会を享受するために、体育館や水泳場等のスポーツ施設等においても、シャワー室や更衣室のバリアフリー対応が求められている。
- ・高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、浴室・シャワー室・更衣室の設計においては、移動や動作時の転倒防止等の安全性確保に配慮した動線計画や仕上げ等の選択が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・宿泊機能を有する建築物や公衆浴場等には、1以上の車いす使用者用浴室等を設ける。
- ・体育館やスポーツ施設等のシャワー室には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（車いす使用者用シャワー室）を設置する。
- ・浴室・シャワー室の出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、室名表示に配慮する。
- ・浴室・シャワー室では、車いすから浴槽や浴室用車いす等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。
- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物（共用の浴室を有するもの）では、車いす使用者用浴室等と連続する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。
- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、車いす使用者用シャワー室と連続する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる更衣室を設ける。
- ・劇場、競技場等の客席・観覧席を有する建築物では、車いす使用者が円滑に利用できる楽屋・控室等を設ける。
- ・脱衣室・更衣室等の出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、室名表示に配慮する。
- ・脱衣室・更衣室では、脱衣や着替え等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。

2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

(1) 車いす使用者用浴室

車いす使用者用浴室は、以下に即して設計する。

① 配置、設置数

- ・浴室等を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室またはシャワー室（以下車いす使用者用浴室等）を設けることが望ましい。
 - ・宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、1以上の共用の車いす使用者用浴室（個室、以下「個室浴室」という。）を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。あわせて、車いす使用者用客室の利用者が時間制で、いわゆる家族風呂として、貸し切ることができるようにすることが望ましい。
 - ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物（共用の浴室を有するもの）では、共用浴室（大浴場等）の一部に1以上の車いす使用者用浴室等を設けることが望ましい。

② 浴室の出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室の洗い場には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
 - ・各設備を使用でき、車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすの転回ができるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

③ 戸の形式

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするが望ましい。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

④ 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置することが望ましい。

ア. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm（車いすの座面の高さ）程度とする。
- ・浴槽の縁の1箇所に車いすから移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

留意点：設備・備品等のわかりやすさ

- ・高齢者、障害者等が認知しやすいよう、浴槽、水栓金具、洗面器等の設備・備品等は、周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとするのが望ましい。

イ. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・浴室用車いす等の着座姿勢から簡単に届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・ホースの長さは150cm以上とする。

ウ. 手すり

- ・出入口から洗い場や浴槽内まで誘導するための手すりを設置する。
- ・浴槽への移乗台や浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設置する。
- ・浴槽の周囲には手すりを設置する。
- ・洗い場には、シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設置する。
- ・必要に応じて洗い場から移乗台、浴槽の周囲に手すりを連続して設置する。
- ・個室浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設置する。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

留意点：手すり

- ・浴槽内にも手すりを設置することが望ましい。

エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設置する。
- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、洗い場から手が届く位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

留意点：水栓

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。
- ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないよう取付方法、取付位置、水栓金具の形状に配慮する。

オ. 緊急通報ボタン等

- ・個室浴室では、浴槽や浴室用車いす等から手の届く位置に、ループやひもをつけた緊急通報ボタンを設置する。

留意点：設置位置

- ・緊急通報ボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設けることが望ましい。

カ. 浴室用車いす等

- ・洗い場には浴室用車いす、又はポータブルシャワーチェア等を設置する。

⑤ 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床をいざって移動する場合にも体を傷つけない材料で仕上げる。
- ・個室浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。
- ・車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

(2) 車いす使用者用シャワー室

車いす使用者用シャワー室は、以下に即して設計する。

① 設置数、配置

- ・浴室等を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室またはシャワー室（以下車いす使用者用浴室等）を設けることが望ましい。
 - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等で、男子用及び女子用のシャワー室（ブース）が複数ある場合には、それぞれ1以上に、車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（ブース）を設けることが望ましい。
 - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、1以上の共用の車いす使用者用シャワー室（個室）を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

② シャワー室出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・シャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
 - ・各設備を使用でき、車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすの転回ができるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

③ 戸の形式

- ・出入口に戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすることが望ましい。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

④ 部品・設備等

- ・車いす使用者用シャワー室にはシャワー、手すり等を適切に配置することが望ましい。

ア. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・浴室用車いす等の着座姿勢から簡単に届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・ホースの長さは150cm以上とする。
- ・壁掛け式の折りたたみイスを設置する場合には、壁に堅固に設置する。
- ・壁掛け式折りたたみイスを設置する場合には、床面から40～45cm程度の高さに取り付け、座面は奥行き50cm、幅100cm程度とする。

イ. 手すり

- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設置する。
- ・手すりは水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

ウ. シャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設置する。
- ・水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いす等から手が届く位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

エ. 緊急通報ボタン等

- ・浴室用車いす等から手の届く位置に、ループやひもをつけた緊急通報ボタンを設置する。

オ. 浴室用車いす等

- ・シャワー室には浴室用車いす、又はポータブルシャワーチェア等を設置する。

⑤ 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床をいざって移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

(4) 案内表示、情報伝達設備等

案内表示、情報伝達設備等は、以下に配慮して設計する。

① 室名表示等

- ・案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。

② シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手に取って区別することのできるものを設置する。
④

(5) その他

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準

脱衣室・更衣室は、以下に配慮して設計する。

(1) 設置数、配置

- ・脱衣室・更衣室等を設ける場合、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣・更衣等のスペースを設ける。
- ・異性による介助に配慮し、1以上の共用の車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣室等を、男女が共用できる位置に設ける。

(2) 脱衣室・更衣室の出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・脱衣室・更衣室等には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
 - ・各設備を使用でき、車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすの転回ができるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には、段を設けない。

(3) 戸の形式

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

(4) 部品・設備等

① 手すり

- ・手すりを設ける場合には、水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり (7) を参照。

② 収納棚

- ・車いすで利用し易い位置に、車いす使用者用の収納棚やロッカー等を設置する。
- ・車いすから手が届くよう、車いす使用者用の収納棚等の床から棚の高さは、下端：30cm程度、上端：150cm程度とする。
- ・車いす使用者用の収納棚等の奥行きは、60cm程度とする。
- ・車いす使用者用の収納棚等の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。

③ ベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、脱衣室・更衣室等には1以上の大型の脱衣ベンチを設置する。
- ・床から脱衣ベンチ座面の高さは40～45cm程度、幅は180cm程度以上、奥行き60cm程度以上とする。
- ・脱衣ベンチには、上体が寄り掛かることのできる背もたれ・ヘッドボードをつける。
- ・脱衣ベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、すっ滑りにくく耐水性のあるものとする。

留意点：設備・備品等のわかりやすさ

- ・脱衣ベンチ等の設備・備品等は、認知しやすいように周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとするのが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいように、点字表示等を行うことが望ましい。

④ 洗面器、カウンター等

- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・車いすで利用し易い位置に、1以上の車いす使用者用の洗面器を設置する。
 - ・車いす使用者用洗面器の下部には、車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
 - ・車いす使用者用洗面器の吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～33cm程度とする。
 - ・車いす使用者用洗面器に設ける鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。
- ・車いすで利用し易い位置に、車いす使用者用カウンター等を設置する。
- ・車いす使用者用カウンター等については、2. 13 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

⑤ 乳幼児連れ利用者への配慮

- ・脱衣室・更衣室等には、1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）の乳幼児用ベッドや乳幼児のおむつ替えができる台を設ける。

（5） 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床をいざって移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

（6） 車いす使用者用便房

- ・多数の方が利用する脱衣室・更衣室等には、1以上の車いす使用者用便房を設ける。
- ・車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準（1）共通する事項及び（2）車いす使用者用便房を参照。

（7）案内表示、情報伝達設備等

- ・案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示を参照。
- ・情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備を参照。

（8） その他

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

2. 10. 3 改善・改修のポイント

2. 11. 1 浴室・シャワー室の設計標準 及び2. 11. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

（1） 車いす使用者用浴室等

車いす使用者用浴室等は、以下に即して設計する。

① 出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
- ・床には、段を設けない。

② 戸の形式

- ・出入口の戸は、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。

③ 部品・設備等

ア. 手すり

- 浴室の洗い場・浴槽周囲、シャワー室には、安全確保（転倒防止）、立ち上り補助（身体支持）、移動補助に配慮した手すりを適切に設ける。

イ. 水栓金具

- 水栓金具は、動作の障害にならない位置に設置する。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。

④ 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床をいざって移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

(2) 脱衣室・更衣室等

脱衣室・更衣室等は、以下に配慮して設計する。

① 出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
- ・床には、段を設けない。

② 戸の形式

- ・出入口の戸は、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。

③ 部品・設備等

ア. 収納棚

- ・車いすでの使用に適した位置に車いす使用者用の収納棚やロッカー等を設置する。

イ. ベンチ等

- ・脱衣室・更衣室等には1以上の大型の脱衣ベンチを設置する。

④ 仕上げ等

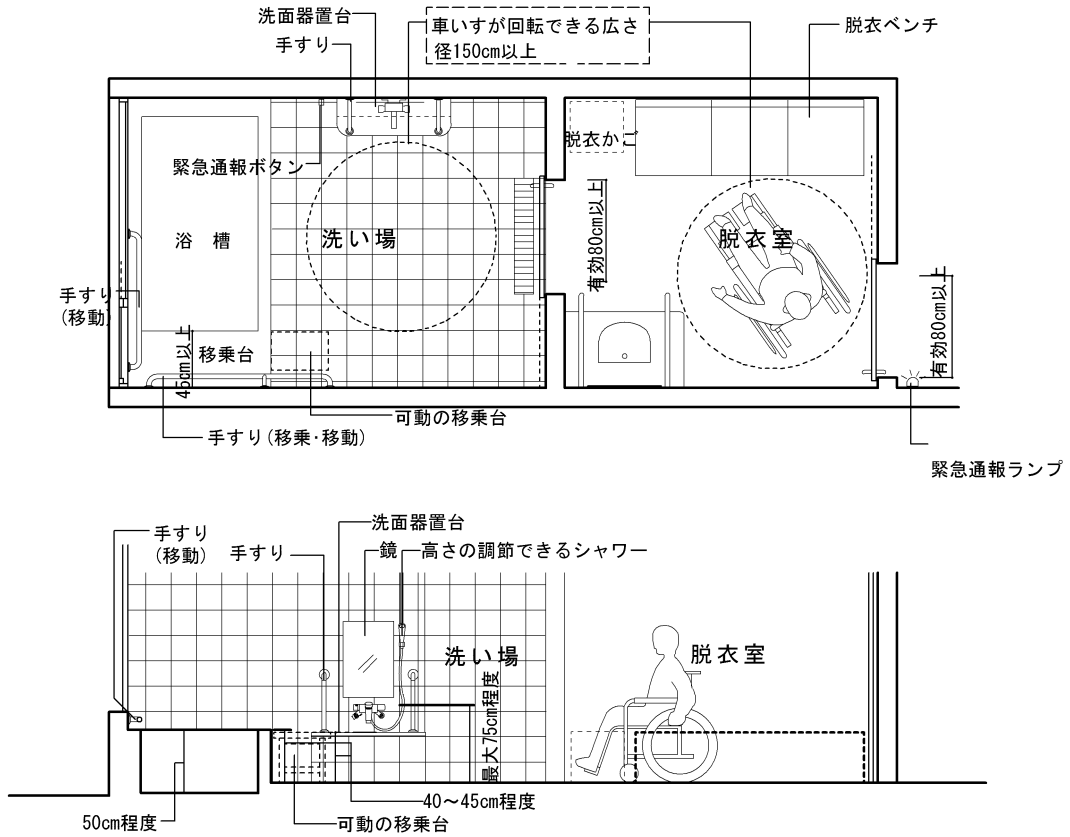
- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床をいざって移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

(3) その他

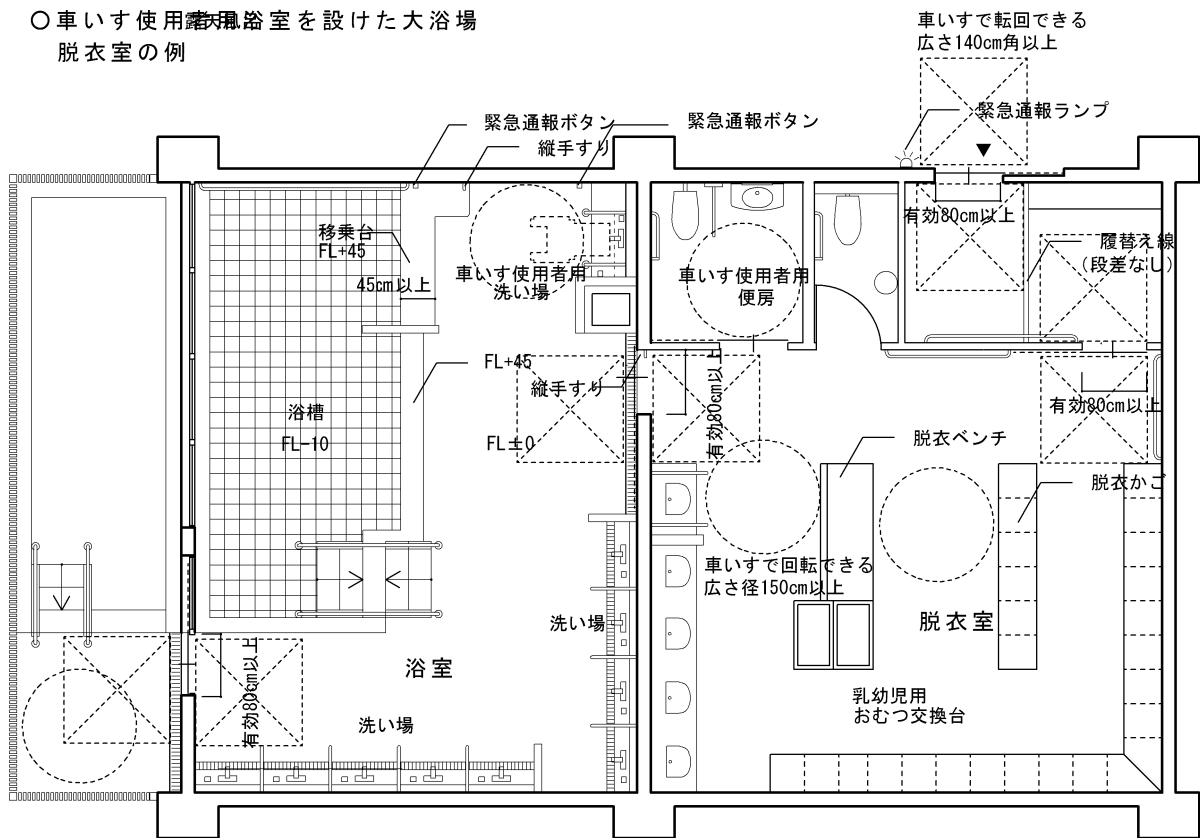
- ・改善・改修等によって高齢者、障害者等が利用可能な浴室等を設置する場合は、浴室等から利用居室までの経路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

浴室・シャワー室・脱衣室・更衣室 1

○ 家族浴室の例

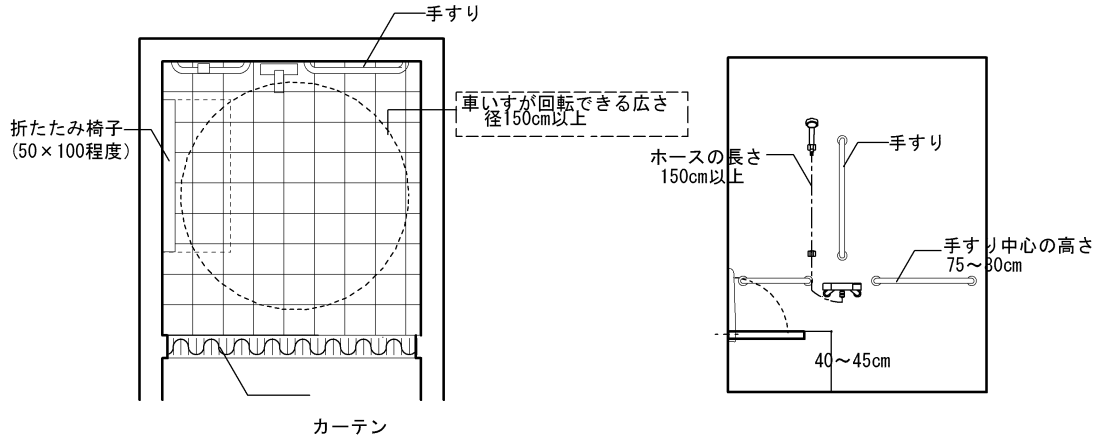


○ 車いす使用者専用浴室を設けた大浴場 脱衣室の例

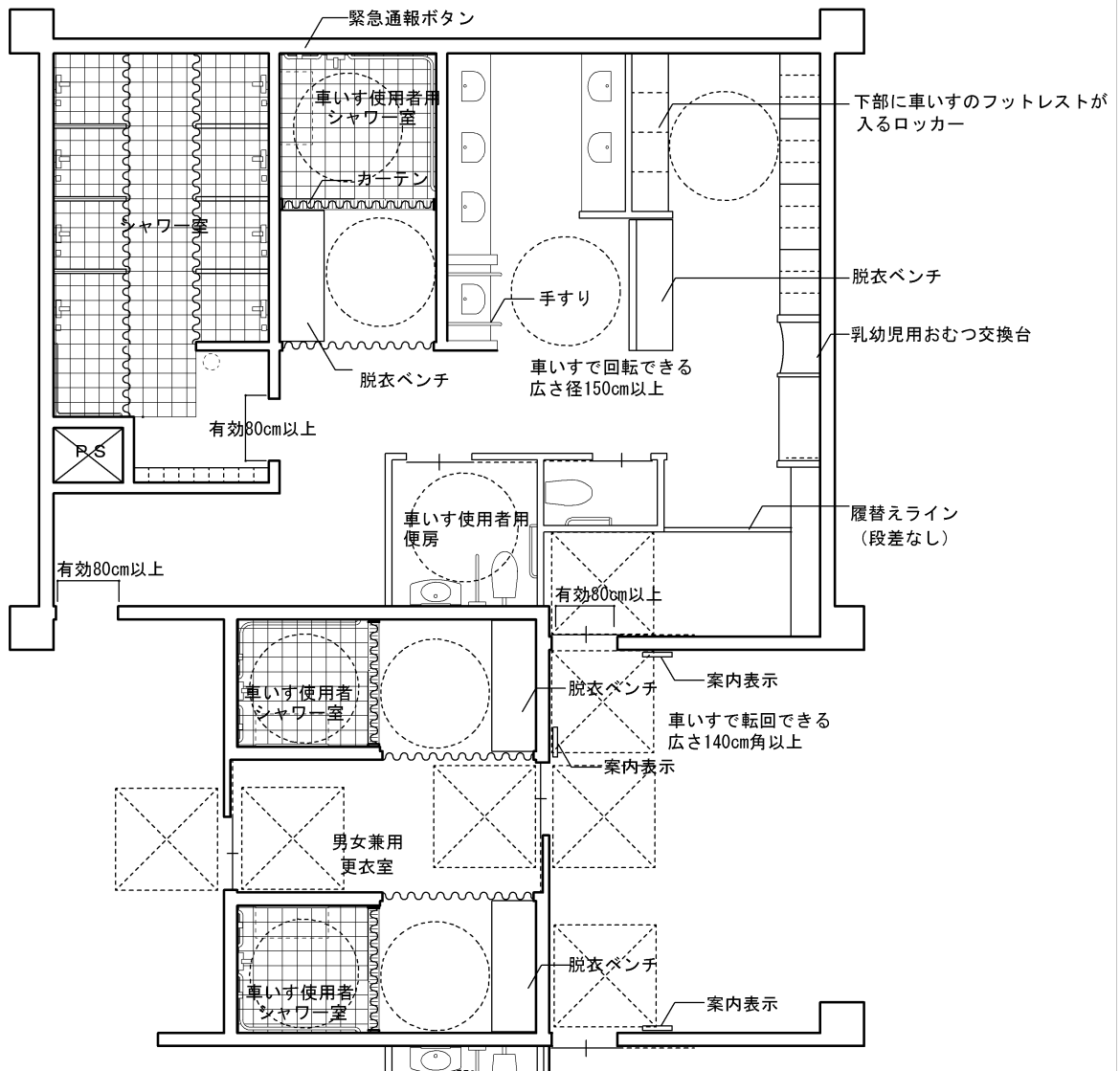


浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 2

○車いす使用者用シャワー室の例



○シャワー室、更衣室の例



2. 11. 3 設計例



- 車いすでアクセス可能な露天風呂（手すり、階段を整備。入浴は歩行による。）



- 浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場（手すりを整備。入浴は歩行による。）

2. 7 便所・洗面所

赤字 : 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下：建築設計標準）」からの加筆修正案
 青字 : 建築設計標準内に既にある記述の移動、又は繰り返し案
 緑字 : 事務局による軽微な修正案

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
＜一般＞ 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）
	（1）腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	（2）車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	②水洗器具を設けているか（オストメイト対応、1以上）
	③床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）
＜同上＞ 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本工業規格Z8210に適合しているか）

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
＜一般＞ 便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）
	（1）腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	（2）車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	（3）車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか
	（4）戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）
	④床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本工業規格Z8210に適合しているか）

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、より多くの施設に設置することが求められている。
- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模、利用者の実態などに配慮し、その設置方法等について十分に検討することが重要である。
- ・便所・便房のバリアフリー化は、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設けた上で、高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等から寄せられた多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮する必要がある。
- ・近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等において男女共用便房の設置に対するニーズが高まっているため、介助者等の実態に即した便所・便房の設計が求められる。
- ・「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。

- ・このような実態を踏まえ、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが必要である。
- ・このため、便所・便房の整備において「多機能便房」を設置する場合は、
 - ・小規模施設等の便所で、多数の便房を確保することが困難な場合
 - ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修であり、やむを得ず「車いす使用者用便房」にオストメイトや乳幼児連れ利用者に対応した機能等を付加する場合等に限定し、上記以外の便所・便房の設計については、高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設置することを基本的な考え方とする。
- ・また、バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務対象とならない小規模な施設の整備や、既存施設の改善・改修においても、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めることが求められる。こうした施設では、面積や構造による制約等も考慮しつつ、設計を行うことが重要である。

◆ 設計のポイント ◆

- ・利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「多機能便房」ではなく「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
 - ・多様な利用者特性に対応するため、1以上の車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に対応した設備を有する便房等を「個別機能を備えた便房」として便所内に分散して設ける。
 - ・介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「車いす使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。また排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等には、大型ベッドが必要であり、「車いす使用者用便房」を複数設ける場合は、男女が共用できる位置に、1以上の「大型ベッド付き便房」を設ける。
 - ・これまで「多機能便房」内での設置が多かったオストメイト用設備や乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台は、便所（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所）内の「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児連れに対応した設備を有する便房」にそれぞれ設置する。
 - ・施設用途等により、車いす使用者が多数利用することが考えられる場合には、「個別機能を備えた便房」に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に1以上の「車いす使用者用簡易型便房」を設ける。
- ・「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房※1」を設ける。
 - ・「多機能便房」を設ける場合は、「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備、乳幼児連れ利用者に対応した設備等をすべて付加するのではなく、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮し、設備・機能等の組み合わせを検討する。
 - ・介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「多機能便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
 - ・利用者の分散を図る観点から、オストメイト用の水洗器具を「多機能便房」に設置することは避ける。オストメイト用の水洗器具を「多機能便房」に設置する場合には、利用者の意識や動向に十分に配慮する。
 - ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児連れ利用者に対応した設備を「多機能便房」に設置することは避ける。便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、1以上の「乳幼児連れ利用者に対応した設備を有する便房」を設けることや、便房の外に、乳幼児用おむつ交換台を設け、対応することが考えられる。
 - ・あらかじめ利用者が特定される用途（学校（特別支援学校を除く。）、事務所等）である場合は、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

- ・施設全体で便所・便房の数が1～2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ・既存建築物の改善・改修で面積や構造による制約がある場合や、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等で、「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

※1 簡易型機能を備えた便房

「車いす使用者用簡易型便房」とは車いす使用者が利用可能な出入口の有効幅員、最小限の広さを有する便房、「オストメイト用簡易型便房」とはオストメイト簡易型設備（便器に水洗をつけたもの等）を設置した便房を指す。

留意点：施設用途別の配慮

- ・バリアフリー法においては、地方公共団体は条例により、義務付けの対象となる建築物の規模を引き下げることや、対象用途の追加、基準の付加を行うことが可能である。
- ・近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に基づく条例の運用について」（平成28年6月2日付け国住指第484号）

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

(1) 共通する事項

① 設置数、配置

- ・個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・便所・便房の出入口及び通路には、段その他の障害物を設けない。

③ 戸の形式

- ・戸の取っ手は操作のしやすいものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さを考慮したものとすることが望ましい。
- ・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものが望ましい。
- ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとするのが望ましい。
- ・視覚障害者の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。
- ・その他については、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準(4)を参照。

留意点：施錠を示す色

- ・施錠を示す色は、一般的に赤と緑に色分けされているが、色弱者には赤と緑が区別しにくいいため、赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能を備えた便房のみでなく、その他の便房においても同様である。

④ 部品、設備等

- ・設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。

ア. 手すり

- ・便器の横に手すりを設ける場合には、水平、垂直に取り付ける。
- ・水平手すりは、便器の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。
- ・手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、ペーパーホルダー等が使用しやすいように配慮する。

留意点：手すりの位置

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。

イ. ペーパーホルダー

- ・便座に座ったまま利用できる位置に設ける。
- ・便器の横壁面にペーパーホルダーを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

ウ. 便器洗浄ボタン

- ・便座に座ったまま操作しやすいものとするのが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄レバー等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。
- ・便器の横壁面に便器洗浄ボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

エ. 呼び出しボタン

- ・便座に座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設けることが望ましい。
- ・便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設けることが望ましい。
- ・便器の横壁面に呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0 026に基づく配置とすることが望ましい。

留意点：呼び出しボタンの位置

- ・手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。

オ. 視覚障害者等誘導用ブロック等

- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する場合には、車いす使用者用便房以外の便所に誘導することが望ましい。

留意点：ボタンの色、表示

- ・洗浄ボタン、呼び出しボタン、温水洗浄便座の操作ボタンは、色の違いやボタンの配置、壁とボタンとの色のコントラストに配慮して選定し、弱視者や色弱者の視認性や高齢者のわかりやすさを高めることが望ましい。
- ・ボタンの配色・配置に関しては、その他の便房においても同様の措置が求められる。
- ・ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

カ. その他の設備

- ・便房内の洗面器・手洗器の水栓金具はレバー式、光感知式等、簡単に操作できるものとするが望ましい。
- ・照明は、十分な照度を確保することが望ましい。

⑤ 仕上げ等

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。また転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとするが望ましい。

⑥ 案内表示、情報伝達設備等

- ・便所の付近には、便所があることを表示する標識を設ける。
- ・標識は、**ピクトグラム等**の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
 - ・個別機能を備えた便房（車いす使用者用便房、オストメイト設備を有する便房、大型ベッド付き便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房）を設けた便所の出入口には、**便所内部の配置**、利用に適した構造や機能を有する便房が設けられていることや便房の位置、男女の別をわかりやすく表示する。
 - ・視覚障害者の利用に配慮し、**点字等による表示や触知案内図の設置を行う**。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
 - ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等については JIS T0922を参照。
- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の便所の配置を表示した案内板その他の設備を設ける（当該便所の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）。
- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の便所の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設ける（案内所を設ける場合を除く。）。

留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示

- ・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示することが望ましい。

- ・利用者を誘導するために、建築物内の案内板に個別機能を備えた便房を設けた便所の位置を表示することが望ましい。
- ・視覚障害者の利用に配慮して、建築物全体を案内する点字等による案内板に、便所の位置及び男女の別を表示、案内する。
- ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等については JIS T0922を参照。
- ・便房の戸には、表示すべき内容が容易に識別できるよう、ピクトグラム等を用いて便房の設備内容をわかりやすく表示する。
- ・聴覚障害者の利用に配慮し、便房の戸には使用中か否かの表示装置の設置を行う。
- ・弱視者等にも配慮し、案内表示は大きさや設置位置に配慮したものとする。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。
- ・情報伝達設備については、2. 1 3. I. 1 情報伝達設備を参照。

(2) 車いす使用者用便房

車いす使用者用便房は、以下に即して設計する。

① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、車いすを使用者が円滑に利用することができる構造の便房(以下「車いす使用者用便房」)を1以上設ける。
- ・便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
- ・便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合には当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすることが望ましい。
- ・介助者に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ・劇場・競技場等の車いす使用者用便房の位置は、車いす使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。
- ・劇場・競技場等の客席、観覧席が複数階にわたる場合や同時に多数の車いす使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車いす使用者用便房を有する便房を設ける。また男女の一般便所内には、車いす使用者用の簡易型機能を備えた便房を設ける。

② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると、車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口前後には車いす使用者が直進でき、車いすの転回が可能な水平な空間(140cm角)を設ける。
- ・車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いすが360° 回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
 - ・車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。
 - ・便房の標準的寸法は200cm×200cm程度とすることが望ましい。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。
 - ・便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを設ける。
- ・便所・便房の出入口及び通路は段差をなくし、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保する。
- ・複数の車いす使用者用便房を設ける場合は、便器の位置は正面からのアプローチを確保し、左右からの移乗に配慮するものとする。

③ 戸の形式

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないことが望ましい。
 - ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸が望ましく、可能であれば自動式引き戸とすることが望ましい。
- ・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けないことが望ましい。また操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮することが望ましい。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-0006) (全国自動ドア協会)によることが望ましい。

留意点：接近しやすい錠の配慮

- ・車いす使用者が接近しやすいよう、錠の位置に配慮する。

留意点：ドア開閉盤

- ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。

留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

- ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が示されている。

④ 部品、設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

ア. 便器

- ・腰掛便座とし、床置き又は壁掛等とする。
- ・腰掛便座（床置き）の前面は、車いすですできるだけ接近できるように、フットレストの当たりにくい、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。
- ・便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とすることが望ましい。

留意点：便器

- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便器には背もたれを設けるとよい。

イ. 手すり

- ・車いすから便座への移乗を容易にするために手すりを設置する。
- ・便器の両側に、水平、垂直に取り付ける。

留意点：便器洗浄ボタンの位置

- ・車いすに座ったままの状態でも、操作できるように設置することが望ましい。

ウ. ペーパーホルダー、ボタン等

- ・ペーパーホルダー、呼び出しボタン等が便座から及び車いすに座ったまま手の届く範囲に設置する。
- ・ペーパーホルダーは、便座及び車いすに座ったまま利用しやすい位置に設けることが望ましい。
- ・便器洗浄ボタンは、便座に座ったまま操作しやすいものとすることが望ましい。
- ・呼び出しボタンは、便座及び車いすに座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。

エ. 洗面器

- ・洗面器は、壁に堅固に取り付ける。手すりを設ける場合は車いす使用者の利用にも配慮することが望ましい。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとするが望ましい。
- ・車いす使用者が利用できるよう洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保する。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者が利用し易い位置（手前縁から30～33cm程度）に設けることが望ましい。

留意点：洗面器

- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種の選定に配慮する。

留意点：手洗い器の位置

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手の届く位置に手洗い器を設置することも有効である。

オ. 鏡

- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。

留意点：鏡

- ・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むしろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるようになる。

カ. 手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとするが望ましい。
- ・フックは、車いす使用者の利用に配慮した高さとするが望ましい。

(3) オストメイト用設備を有する便房

オストメイト用設備を有する便房は、以下に即して設計する。

① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち以上に、オストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。
- ・劇場・競技場等の客席、観覧席が複数階にわたる場合や同時に多数のオストメイトの方が利用することが考えられる場合には、複数のオストメイト用設備を有する便房を設ける。また男女の一般便所内には、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設ける。

② 部品、設備等

ア. 汚物流し等

- ・オストメイト¹の利用に配慮して、パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。
- ・手を洗うための石けん（石けん入れ）、手を拭くためのペーパータオル（ペーパータオル入れ）又はハンドドライヤーを設置することが望ましい。
- ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合には、オストメイト簡易型設備（便器の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置する。

留意点：汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

イ. その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる手荷物置き台（カウンター）を設置する。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は全身を映すことができるものが望ましい。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置することが望ましい。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設置することが望ましい。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置することが望ましい。
- ・着替え時の姿勢保持のため、手すりを設けることが望ましい。

留意点：手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。

¹手術を受けてストーマ（人工肛門、人工膀胱）保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型（体に張り付ける面版と、便と尿をためる袋（パウチ）が一体になったもの）とツーピース型（面版とパウチが別になったもの）がある。

(4) 大型ベッド付き便房

大型ベッド付き便房は車いす使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。

従って大型ベッド付き便房は、(1) 車いす使用者用便房の設計標準によるほか、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・建物内に複数の車いす使用者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうち1以上は大型ベッド付き便房とする。
- ・介助者に配慮し、少なくとも1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ・数千(2千～3千席)以上の客席・観覧席を有する大規模な劇場・競技場等で、施設内に複数の車いす使用者用便房を設置する場合には、そのうち1以上を大型ベッド付き便房とする。

留意点：大型ベッドの設置

- ・介助を必要とする高齢者や、肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄(自己導尿等)等が必要となることがあるため、大型ベッドを設置することが求められている。

② 空間の確保等

- ・大型ベッド付き便房は、車いす使用者用便房の設計標準を基本とし、これに介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものとする。
- ・大型ベッドを設置する際には、車いすの動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにすることが望ましい。

留意点：大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

(5) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を設けることが望ましい。
- ・劇場・競技場等の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、1以上の乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房及び、乳幼児用おむつ交換台・いすを設ける。

留意点：乳幼児用いす

- ・乳幼児用いすは、乳幼児がいすから抜け出しにくく、また安全に座らせることができるよう配慮されたものとする。
- ・乳幼児用いすは、乳幼児連れの利用者から常に目や手の届く位置に設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、ベビーカーと共に入ることの可能なゆとりある広さを有することが望ましい。

③ 部品、設備等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房には、乳幼児用いす等を設置する。
- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所又は便房には、乳幼児用おむつ交換台や乳幼児のおむつ替えができる設備を、少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）設けることが望ましい。

留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。

2. 7. 2 多機能便房の設計標準

多機能便房は車いす使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

従って多機能便房は、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準によるほか、以下に配慮して設計する。

(1) 設置数、配置

- ・高齢者、障害者等が使いやすい位置に配置する。
- ・多機能便房以外の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

(2) 出入口の寸法、空間の確保等

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2) 車いす使用者用便房 参照。

(3) 部品、設備等

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2) 車いす使用者用便房⑤、(3) オストメイト用設備を有する便房②、(4) 大型ベッド付き便房、(5) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房参照。

(4) 仕上げ等

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑤参照。

(5) 案内表示、情報伝達設備等

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 13 G. 1 案内表示を参照。

留意点：多機能便房への乳幼児用おむつ交換台の設置

- ・乳幼児用おむつ交換台を多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。

2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

(1) 車いす使用者用簡易型便房

車いす使用者用簡易型便房は、個別機能を備えた便房以外の便房に、車いすで使用可能な有効幅員や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設置することで、自力で便座に移乗が可能な車いす使用者等の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いす使用者用簡易型便房を設けることが望ましい。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いすで使用可能なゆとりある広さを確保する。

③ 戸の形式

- ・便房の戸は原則として引き戸とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。
- ・限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸、戸の錠等について工夫をする。
- ・車いすは壁の隅には近寄れないため、便房の戸の形式、取っ手の位置や形状に配慮することが望ましい。

④ 部品、設備等

- ・腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設置する。

(2) オストメイト用簡易型便房

オストメイト用簡易型便房とは、個別機能を備えた便房以外の便房にオストメイト簡易型設備を設置することで、オストメイト用設備を有する便房を利用できない場合の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、簡易型機能を備えた便房を設けることが望ましい。

② 部品、設備等

- ・オストメイト簡易型設備（便器の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置する。
- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる手荷物置き台（カウンター）を設置する。

(3) 案内表示、情報伝達設備等

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：車いす使用者用簡易型便房の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

留意点：2枚引き戸、折れ戸

- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・改修・改善等、便房前の通行空間や引き戸の戸袋寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も考えられる。

2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準

その他の便所・洗面所は、以下に配慮して設計する。

(1) 設置数、配置

- ・同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されていると分かりやすい。

留意点：配置

- ・視覚障害者にとっては、どこの便所を使う場合にも、利用方法が同じで非常に分かりやすいため、同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。

(2) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便所の出入口の有効幅員は、車いす使用者も通過可能なように80cm以上とすることが望ましい。
- ・便所の出入口の有効幅員は、65cm以上とすることが望ましい。
- ・便所内通路には、車いすの転回スペースを確保することが望ましい。
- ・便所内通路の床には段を設けない。

留意点：戸の形式

- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等、利用者が衝突する危険がないと判断できる場合に限る。
- ・内開き戸は、利用者が便所内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。

(3) 戸の形式

- ・使用時以外は開いているタイプとすることが望ましい。
- ・外開き戸を設ける場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を追加することが望ましい。
- ・内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せることが望ましい。

(4) 部品、設備等

① 男性用小便器

- ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設ける。
- ・男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けることが望ましい。
- ・便所の出入口から最も近い小便器は、床置き式ストール又は、低リップの壁掛式とする。
- ・1以上の小便器には手すりを設けることが望ましい。

留意点：設備・備品等

- ・手すりは認知しやすい色とすることが望ましい。
- ・小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

② 大便器

- ・便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けることが望ましい。
- ・高齢者等の足腰の弱っている人にとって、和風便器の利用は困難を伴うため腰掛便座便器とすることが望ましい。
- ・1以上の腰掛式便器には、手すりを設けることが望ましい。
- ・和風便器についても、同様に手すりを設けることが望ましい。

③ 便器洗浄ボタン等（腰掛便座の便房）

- ・便器洗浄ボタン、ペーパーホルダーは、便座に座ったまま容易に操作できるものとするが望ましい。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一するとよい。
- ・便器の横壁面に洗浄ボタン等を設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄レバー等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。

④ 非常通報

- ・聴覚障害者が便房でも非常通報の情報がわかるようにフラッシュライト等を設けることが望ましい。

⑤ 洗面器

- ・洗面器は、壁に堅固に取り付け、1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかかれる等の配慮を行うことが望ましい。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとするが望ましい。
- ・1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮し、洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設けることが望ましい。
- ・鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ100cm以上とすることが望ましい。

⑥ 手荷物置き台

- ・手荷物棚を設けることが望ましい。

⑦ その他の設備

- ・照明は、十分な照度を確保することが望ましい。

留意点：便房内の設備

- ・ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンかわかりづらいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。
- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をするとよい。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

留意点：洗面器

- ・車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。

留意点：フック等

- ・洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。外せるタイプとする等の配慮が必要である。

(5) 仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとすることが望ましい。

(6) 案内表示、情報伝達設備

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 13 G. 1 案内表示を参照。

留意点：音声案内装置の設置

- ・多数の視覚障害者が利用する施設にあつては、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
- ・音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボタンの位置を案内するものもある。

2. 7. 5 改善・改修のポイント

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

(1) 設置数、配置等

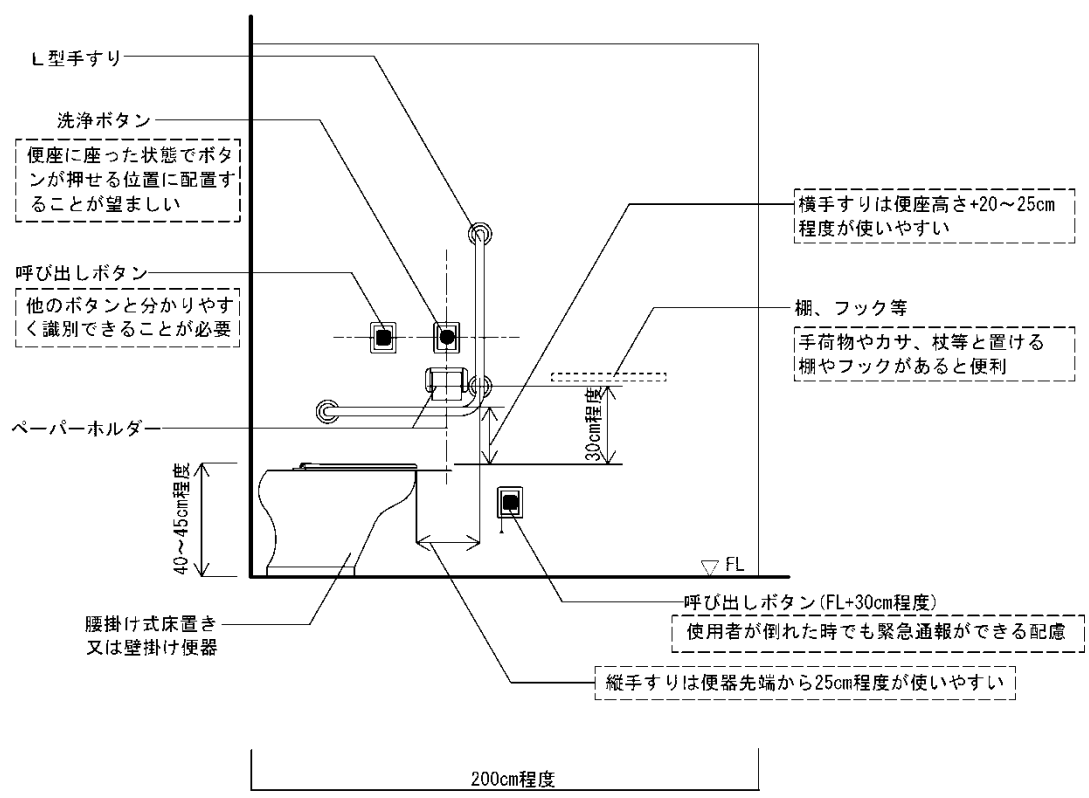
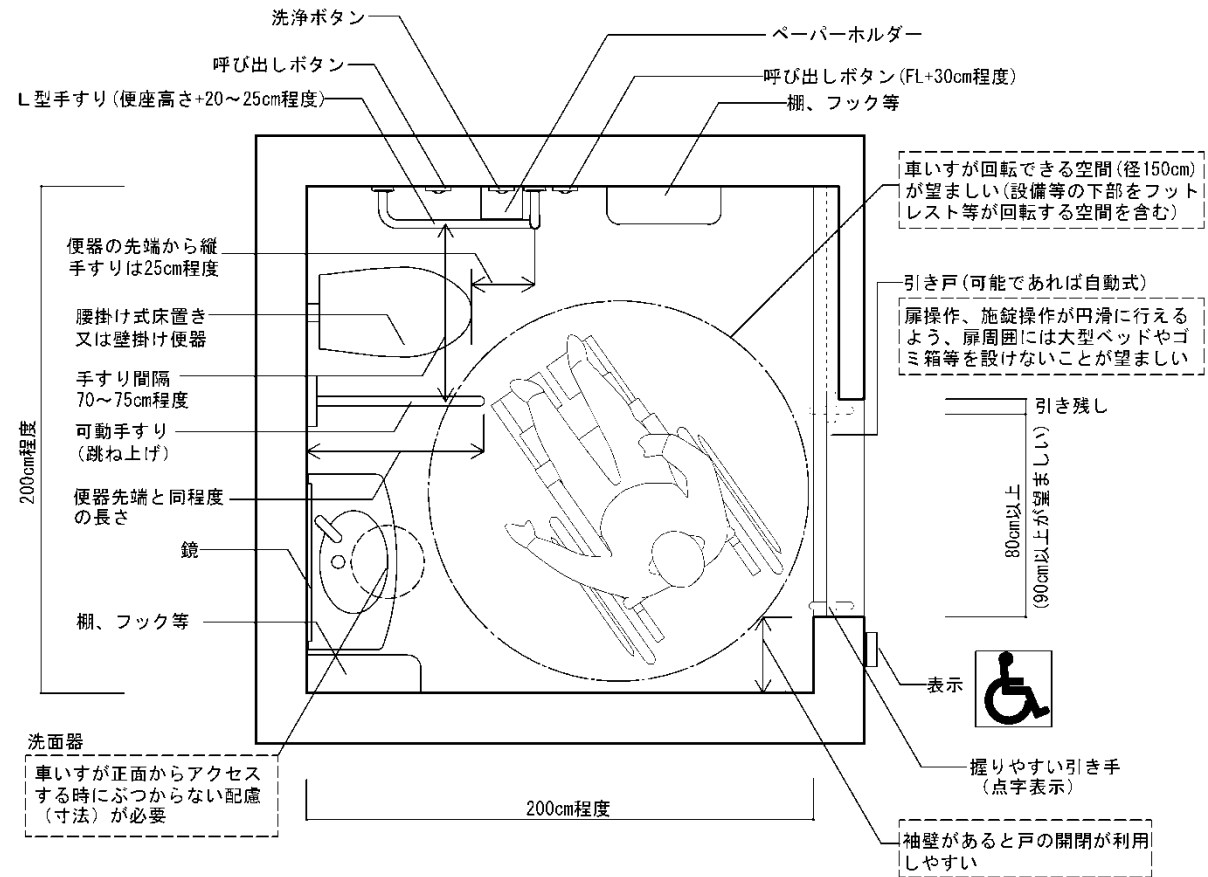
- ・個別機能を備えた便房（車いす使用者用便房と、オストメイト用設備を有する便房）を設ける。
- ・面積や構造による制約がある場合や、小規模な施設における改善・改修の場合には、多機能便房と一般便所・便房を組み合わせるか、又は簡易型機能を備えた便房と一般便所・便房を組み合わせで設ける。
- ・施設用途を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、1以上の乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房、及び1以上の簡易型機能を備えた便房を設けることが望ましい。

(2) 経路

- ・改善・改修等によって車いす使用者用便房を設置する場合は、車いす使用者用便房から利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

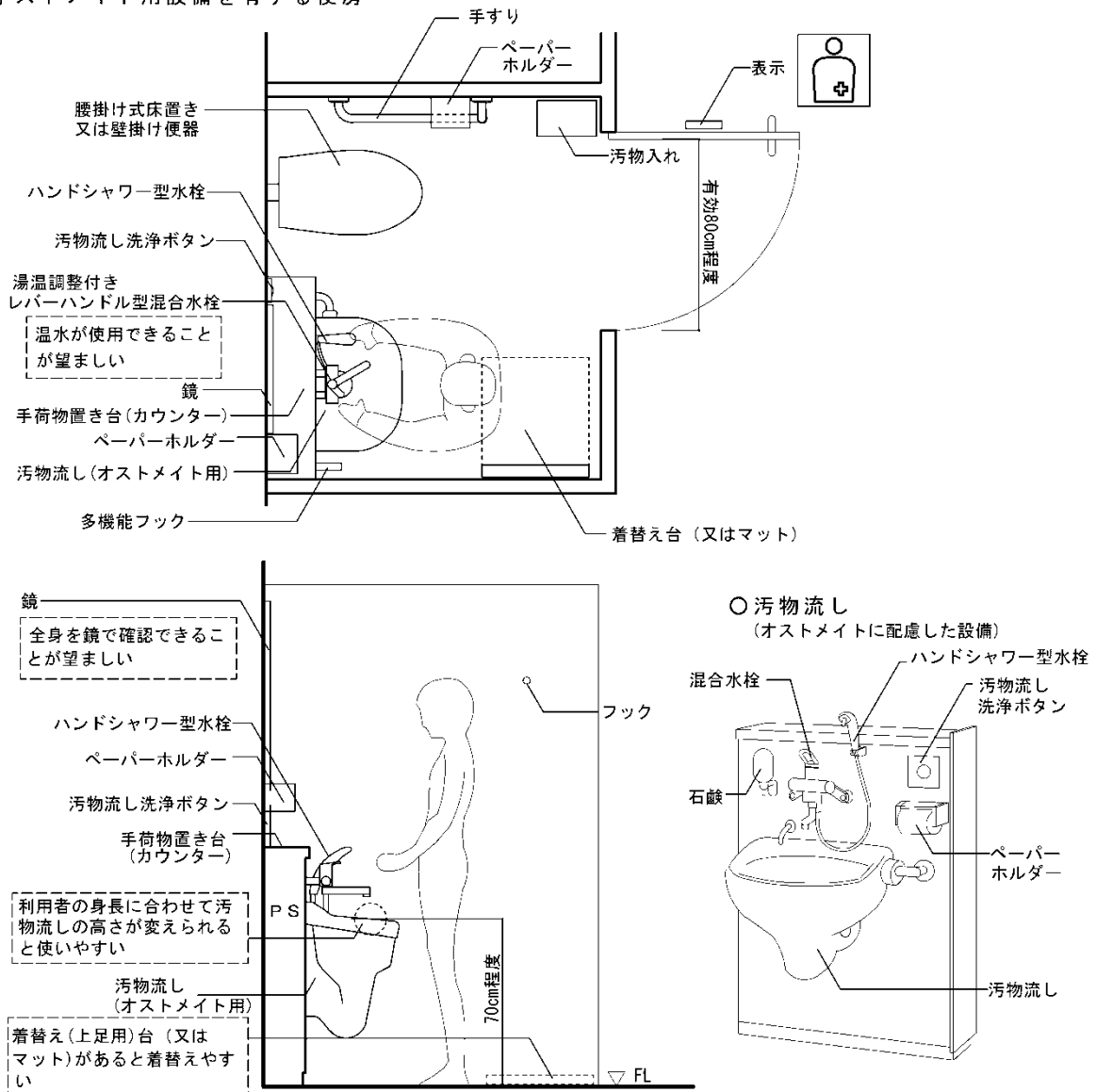
便所・洗面所 1

● 車いす使用者用便房



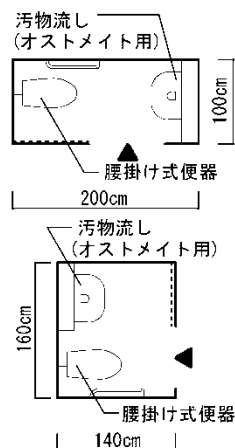
便所・洗面所 2

● オストメイト用設備を有する便房

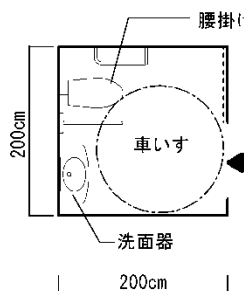


● 個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○ オストメイト用設備を有する便房



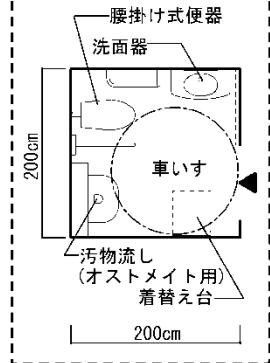
○ 車いす使用者用便房



○ 大型ベッド付便房



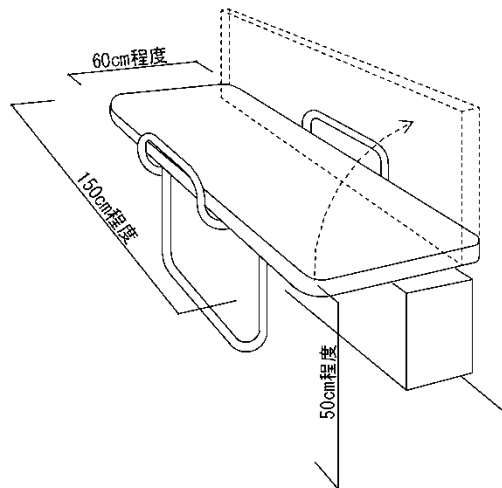
○ 多機能便房



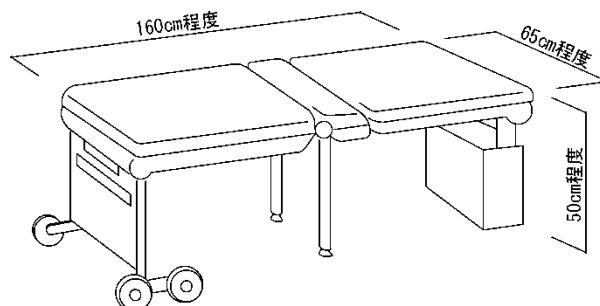
便所・洗面所 3

● 大型ベッド

○ 大型ベッド 1
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

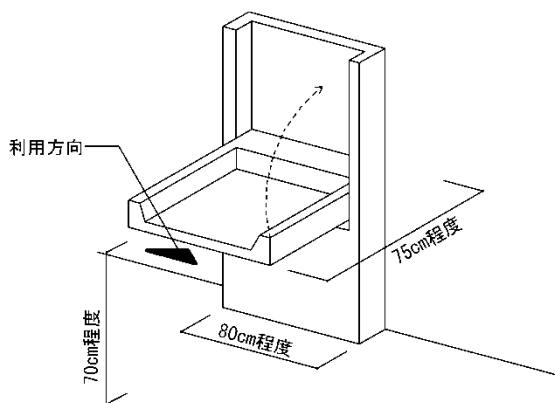


○ 大型ベッド 2
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

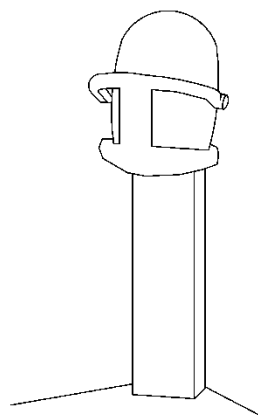


● 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いす

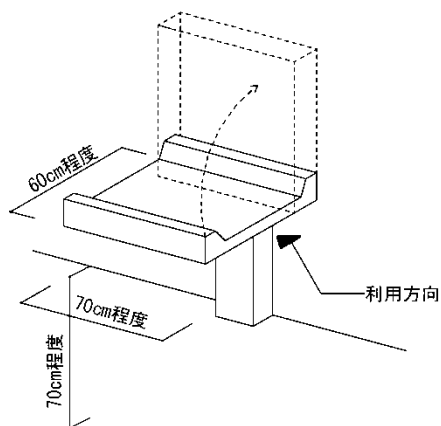
○ 壁・床取付乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)



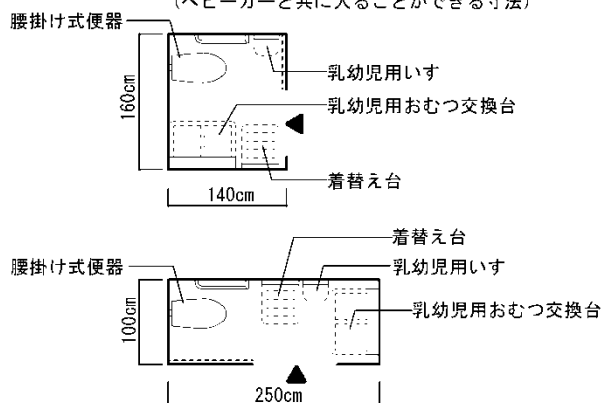
○ 乳幼児用いす
(生後5ヶ月～2歳半程度)



○ 壁取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)

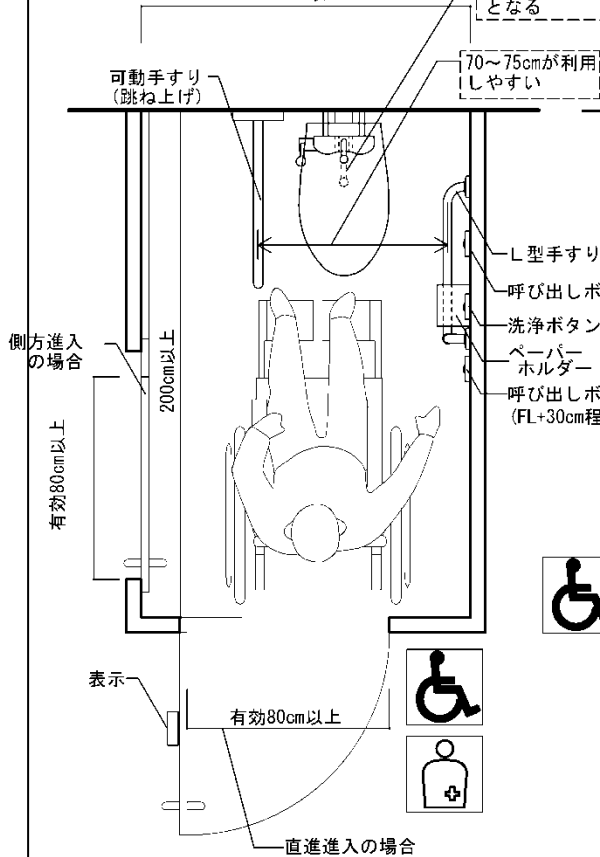


○ 乳幼児連れに配慮した便所の寸法例
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)

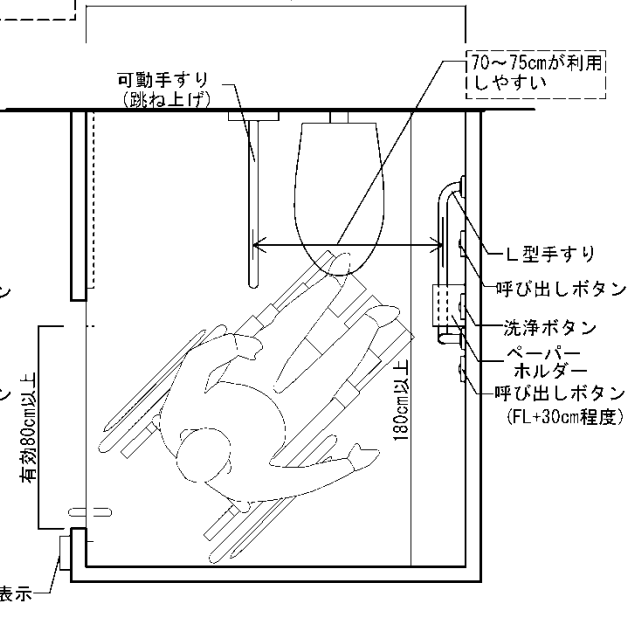


便所・洗面所 4

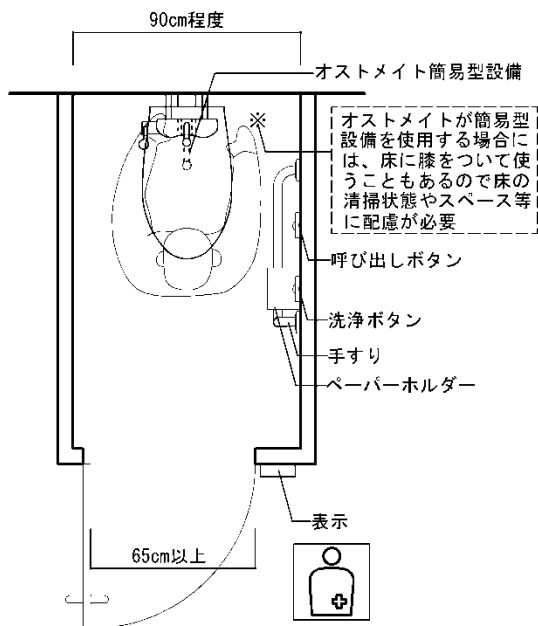
- 車いす使用者用簡易型便房
- 直進又は側方進入の場合



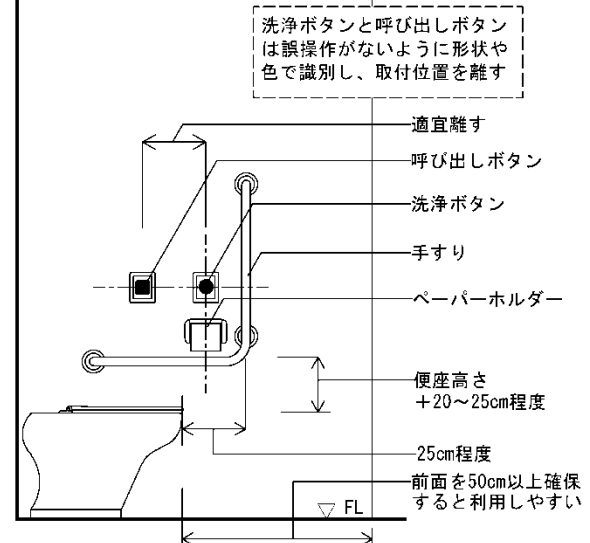
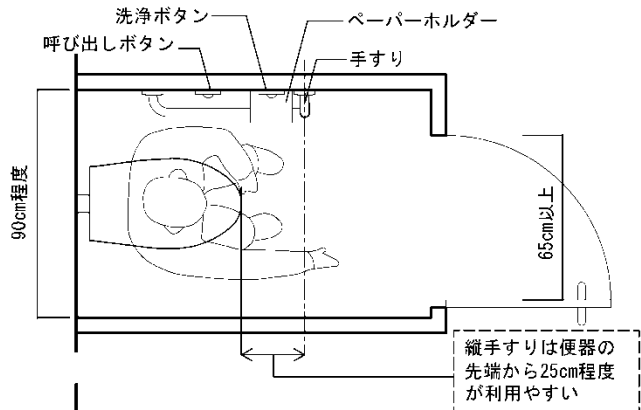
- 側方進入の場合



- オストメイト用簡易型便房



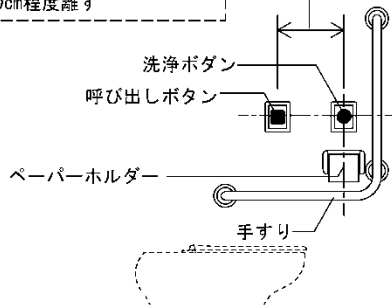
- その他の便所・洗面所



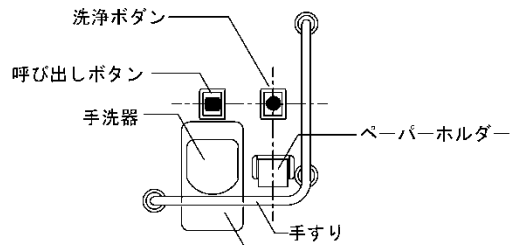
便所・洗面所 5

● 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)

洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す

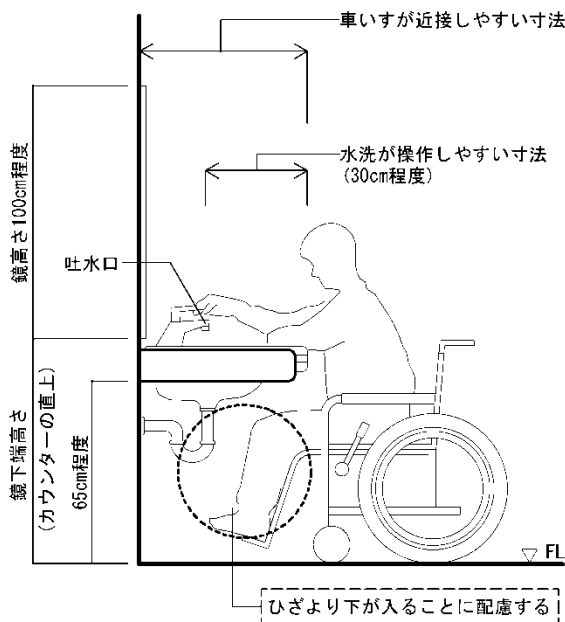


● 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例

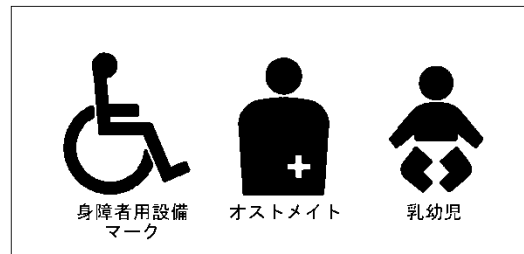


手洗器を設けた場合は壁面と手すりとの間の寸法を十分に確保する必要がある

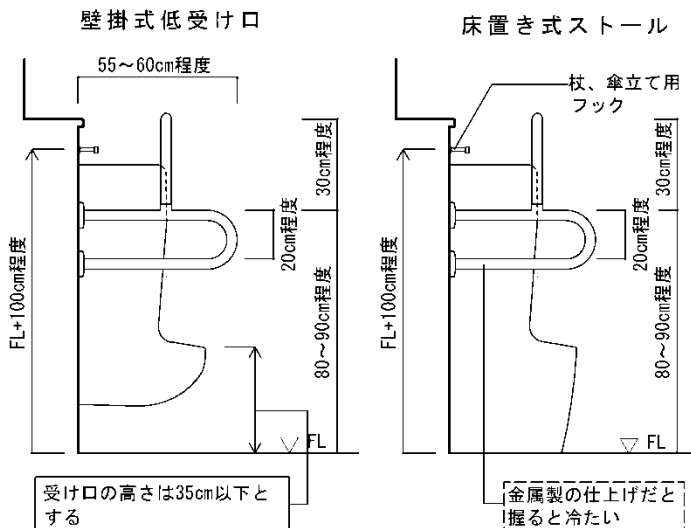
● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台



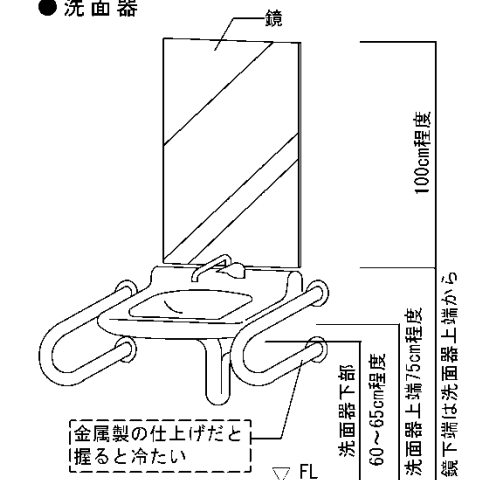
● 便所設備の表示例



● 小便器

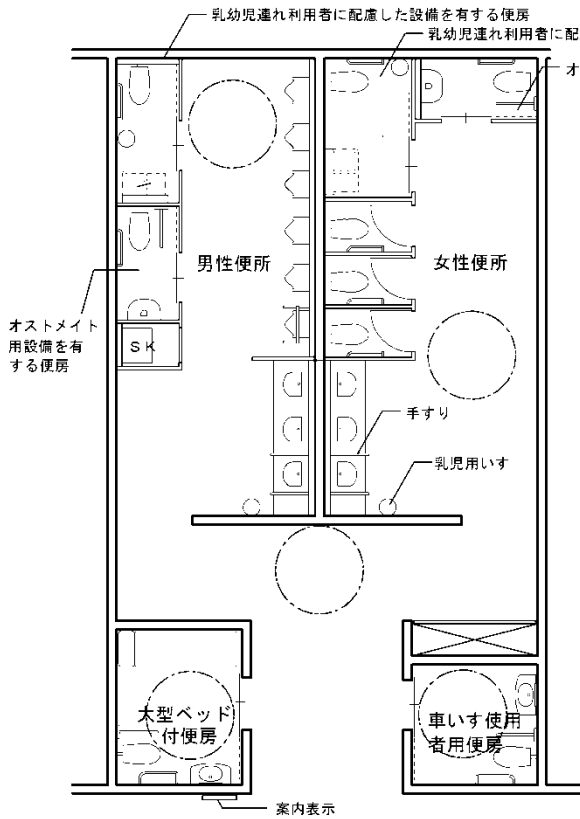


● 洗面器

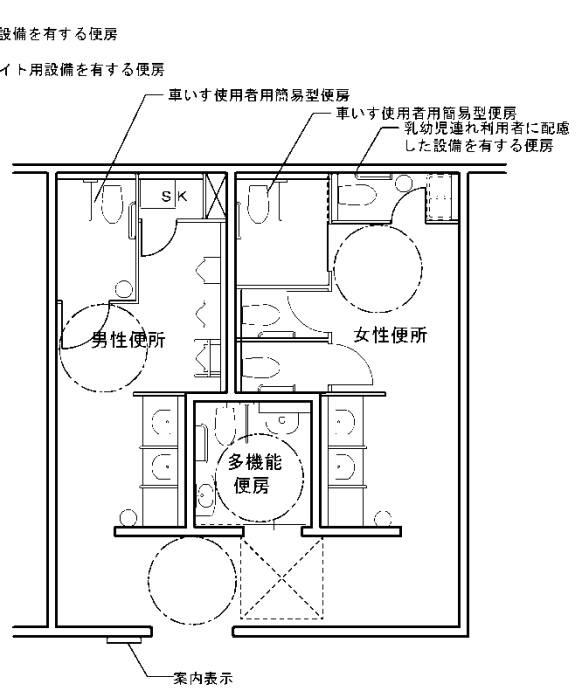


便所・洗面所 6

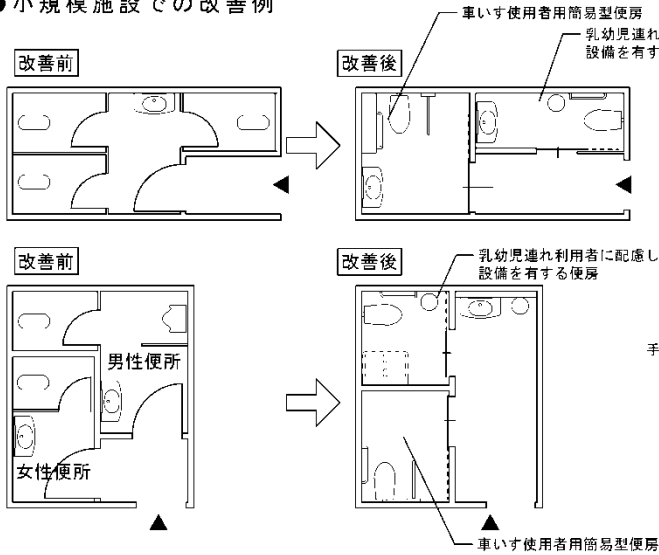
● 便所・洗面所の例 1



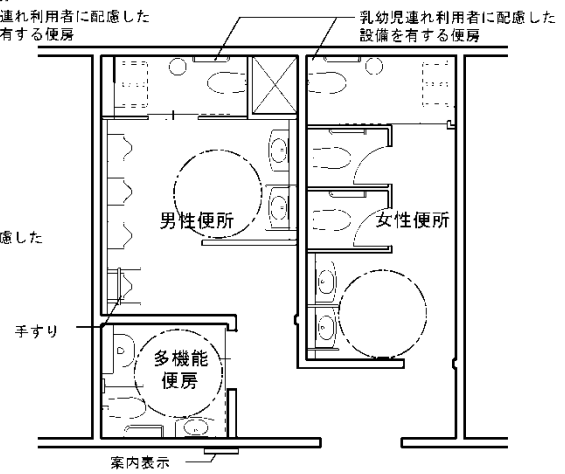
● 便所・洗面所の例 2



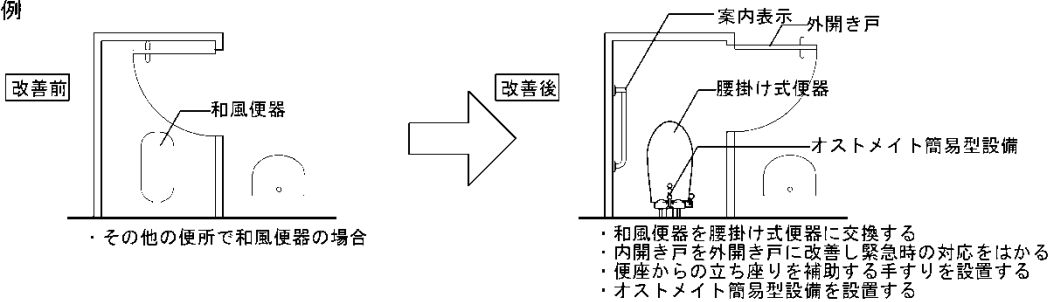
● 小規模施設での改善例



● 便所・洗面所の例 3



● 改善例



2. 7. 6 設計例



・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示



・壁掛式大型ベッドのある便房



・広さにゆとりをもたせ、乳幼児用いすを設けた便房



・オストメイト用汚物流し



・色による戸の施錠／開錠表示



・設備配置の例



・大きめのレバーによる錠

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部	教授
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅生産研究室	室長

【障害者団体等】

今西 正義	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	バリアフリー担当顧問
大竹 浩司	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
大日方 邦子	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	副会長
齊藤 秀樹	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	常務理事
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会	統括
妻屋 明	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	理事長
土岐 達志	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	副会長
橋口 亜希子	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	事務局長
藤井 貢	社会福祉法人 日本盲人会連合	組織部長 (理事)

【施設管理者・設計施工関係団体等】

風間 淳	一般社団法人 日本ホテル協会 福祉・環境問題等委員会	副委員長
梶原 優	一般社団法人 日本病院会	副会長
黒田 和孝	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
粉川 季雄	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	専務理事
小山 修司	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
高橋 寛	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
高橋 広直	一般社団法人 日本建設業連合会 設計企画部会	委員
中山 庚一郎	公益社団法人 国際観光施設協会	名誉会長
成藤 宣昌	公益社団法人 日本建築士会連合会	専務理事
早川 文雄	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	事務局長
連 健夫	公益社団法人 日本建築家協会	委員長

【審査側団体】

大宅 宏之	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課	課長補佐
木戸 麻亜子	神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課	主任技師
工藤 秀仁	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理

【オブザーバー】

名畑 徹	内閣官房 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部 事務局	参事官補佐
前田 百合香	横浜市 建築局 建築指導部 建築環境課	技術職員
西村 文彦	文部科学省大臣官房施設企画部施設企画課	課長補佐
久保 幸司	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	課長補佐
橋口 真依	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	課長補佐
安倍 利男	厚生労働省 大臣官房会計課 施設整備室	営繕専門官
島村 泰彰	国土交通省総合政策局安心生活政策課	課長補佐
西村 研二	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課	課長補佐
中西 浩	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅ストック高度化研究室	室長
小野 久美子	建築研究所 建築生産研究グループ	主任研究員

【事務局】

国土交通省住宅局建築指導課
一般社団法人 新・建築士制度普及協会
一般財団法人 国土技術研究センター
株式会社 市浦ハウジング&プランニング

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会

日時：平成28年10月27日（木）17：00～19：00

場所：国土交通省11階特別会議室

第2回委員会議事要旨（案）

1. 開会

2. 議事：

2-1 第1回委員会における各団体の要望等、意見を反映した改訂方針の整理

日盲連 藤井：エスカレーターへの誘導について質問したい。今回は視覚障害者のエスカレーターへの誘導について記述の充実を行わない方針とのことであるが、空港等を始めとして、エスカレーターの音声案内は充実してきている。また、誘導がなくてもエスカレーターを利用しているのが実情である。今回の改訂でエスカレーターへの誘導は取り扱わない理由を明確にしておいていただきたい

国交省 藤原：エスカレーターは動くものであり、気をつけて利用すべきものの認識にたっている。先ほどご指摘のように、空港や駅などではエスカレーターを使わざるを得ない場面もあると思われるが、建築物に関しては、現建築設計標準のエスカレーターに関する記述にとどめるというスタンスである。

日盲連 藤井：例えば、ホテルなどではエスカレーターを利用している。最近では、エレベーター、エスカレーターのみを使うようになっていて、階段は非常階段のようにになっている建物もある。そのような現状も踏まえて視覚障害者のエスカレーター誘導について検討いただくのが望ましいのではないかと。もし、研究等の必要があるのであればそのような機会を設けて頂きたい。

国交省 藤原：駅などでは動線上にエスカレーターしかないような場合もあるかもしれないが、一般の建築物では、まずエレベーターはあり、その上でエスカレーターが設置されると認識している。原則はエレベーターで移動すべきと考えている。

高橋委員長：垂直移動施設としては、車いすユーザーやベビーカーも含めてエスカレーターではなくエレベーター法であるとの認識である。ご指摘のようにホテルなどでは、エスカレーターが主要動線となっている場合もある。ただ、他にも影響するため、慎重に取り扱っていきたい。

D P I 今西：3つの意見を述べたい。

1つは、今回の移動円滑化基準の見直しは行わない方針とのことであるが、議論の中で基準の見直しに関連する内容がでてくると想定される。基準の見直しについて、全く触れないのではなく、基準見直しに関する課題があることは明記してもらいたい。例えば、連続的な移動動線を考えた場合、移動等円滑化経路が重要となるが、ホテルでは入口に段差があって入れないという現状がある。また、一般客室のUD化を考えた場合は、一般客室までの経路も含めて考える必要がある。浴場も入口だけでなく、脱衣所から洗い場に行くまでの経路も含めて移動経路としてとらえていく必要があるなど、現在の設計標準に足りない部分を整理して頂きたい。

2つ目は、トイレに関して。小規模のコンビニなどを対象と考えた場合、自治体の委任条例で

は小規模な建築物でも対応しているところがある。客室、浴室に関する自治体の委任条例については本日の委員会資料として提示頂いたが、トイレに関しても、委任条例でどこまで小規模な建築物が対応しているか確認して頂きたい。

3つ目は、大規模な施設内の店舗等について。2000㎡以上で基準に対応している建物内は、移動円滑化経路は整備が進んでいるが、その建物内のレストランの入口に段差があって、利用できないことがある。建物に入れて、エレベーターが有り、トイレが有っても、レストランに入れないというのが実態である。このような大規模建築物内の施設、店舗等に関しても段差解消が必要である。

国交省 藤原：1つ目の基準の見直しについては、現状の基準に関する課題については是非ご議論頂きたい。基準の改正についてはその議論を踏まえ次の機会に活かしていきたい。

2つ目の一般客室までの移動経路や共用部に関するご指摘については、法で位置づけられた移動円滑化経路以外も考えていく必要があると認識している。車いす利用者用客室、一般客室の記述の充実もはかる中でそのあたりも記述として取り入れていきたい。

3つ目の、建物はバリアフリーであってもテナント等の入口に段差があるという指摘については、車いす利用者の方がレストラン等を利用しにくいのは、出入口段差やトイレの問題などがあるからとの認識である。設計標準の中では好事例で紹介を含めて検討していきたい。

D P I 今西：好事例の紹介は必要であるが、それがなぜ好事例なのかの根拠や、失敗事例を併せて提示（具体的な施設名は出さなくてもよいが、）することで、はじめて良さが伝わるのではないか。

国交省 藤原：失敗事例と成功事例を並べることで好事例の良さがわかるという指摘については、良いところの観点だけでなく、失敗事例の観点も示すなど、わかりやすい事例紹介を考えていきたい。

高橋委員長：基準そのものの議論まではいかない部分もあるが、設計標準の議論の中で、記述の充実をはかれるとよい。

パラリンピアンズ協会 大日方：好事例、失敗事例について、実際の建物では、全て良いところばかりでなく、ここをもう少しひろげてあれば、ここがちょっと惜しかった、こうすれば改善できるのに、ということがあるので、それをこう改善するとよいといったような提案型の示し方もあるのではないか。

資料に、バリアフリー法施行令第15条2項では、「車いす利用者の円滑な利用に配慮した共用浴室があれば、必ずしも客室内に車いす利用者用の浴室またはシャワー室を設置しなくてもよいとされている」との記載があったが、実際にトイレだけしかないようなバリアフリールームを使う気にはなれない。利用者のニーズを踏まえた内容にしていく必要がある。

高橋委員長：基本的にユニバーサルルームには必ずバスルームが入っていることが前提と考えられるので、事例の収集や記述の際には、十分注意していきたい。

日身連 土岐：熊本地震の時、仮設住宅にはスロープが設けられているので入れるが、浴室、トイレの入り口は53cmしかなく使えないということがあった。障害当事者の方からいろいろな要望が出て、益城町ではバリアフリー対応の仮設住宅が設置された。新聞記事にもなっているのでご参考頂きたい。

また、白旗団地（甲佐町）の仮設住宅では、五島の手延べうどんの炊き出しをボランティアで

実施したが、団地のみなさんが集まれる集会棟は建てられていて交流されていた。孤独死をふせぐといった観点からも、素晴らしいと思った。

高橋委員長：仮設住宅の記述は既に入れてある。最近の現状に沿った形で、記述の充実がはかれるかについても、検討させていただく。

JDDNet 橋口：発達障害の団体として意見を述べたい。

トイレの機能分散（資料1 p8）について、発達障害とは、一見ふつうに見えるため、多機能トイレを使用していると、なんで普通の人が使っているのだと周囲から嫌な目で見られることがある。子どもと親の場合でも、高齢者の親と成人の当事者が異性同伴で使用することもあるので、トイレの機能分散は是非進めて頂きたい。

災害時の対応（資料1 p12）について、自閉症や、発達障害の場合、避難所が使えない。車の中で対応、親がエコノミー症候群になったという報告もある。避難所での配慮が必要である。また、情報障害であり、情報の取捨選択が苦手である。視覚優位であるので、避難に関するピクトグラムを活用などをお願いしたい。

また、レストランでのソフト対応として、できれば家族で利用できるような個室を使わせていただけるような配慮があるとよい。ユーチューブにアメリカで自閉症の人が食事をしている時に奇声を発生した場合、周りのお客がどんな反応をしているかというのがある。これを見ると、障害を持つ子の家族がどんな気持ちで外食しているかがわかる。個室の対応が難しければ衝立を活用して仕切りをつくったり、お店の端の方に案内するなどソフトで対応することができる。このような、ソフト対応の重要性についても明記して頂けるとよい。

国交省 藤原：トイレの機能分散の指摘については、その方針で記載の充実を図る予定である。

災害時の避難については、体育館やホール等、避難所になりうるような場所については、災害時を見据えて計画していくことなど、記述の充実を図る。避難に関する情報でピクトグラムを活用するという点については、ご指摘の通りであり、高齢者、障害者のみならず、オリパラを見据えれば、外国の方もくるので、文字だけでなく、グローバルに誰でもわかりやすいことが必要と考える。

レストランでのソフト対応については、ご指摘を踏まえ、どこまで記述できるか検討していきたい。

高橋委員長：多機能ではなく、機能を選択できることが重要である。記述の仕方については、工夫していきたい。

2-2 事例調査報告

病院会 梶原：2025年には75歳以上が2千万人を超える。また2030年を過ぎれば、75歳以上が3,200～3,300万人となる。一方で日本の人口は80～90万減ってくる。そのような超高齢社会を迎えるにあたり、若い世代だけの一般客室はありえなく、手すりを付けるなど対応することが必須である。また、1700兆の国民のお金のうち1500兆は65歳以上の方が持っている。この方々の行動を考えていくと、障害者対応ということではなく、建物全体でユニバーサルデザインなどを進めていくことが必要である。

2-3 客室に関する基準の考え方、骨子（案）について

2-4 意見交換

高橋委員長：客室に関する基準の考え方、意見交換を進めたい。

日盲連 藤井：スイッチ、コンセント類に関する、視覚障害者への配慮について、記載されていたか？

事務局 遠又：スイッチコンセントに関する記述は「2.9 客室」ではなく、「2.13E.1 コンセント・スイッチ類」の操作性として「スイッチ等は、大型で操作容易なもの、識別が可能なボタン周囲のコントラスト、タッチパネルは視覚障害者の方にはわかりにくい」などが記載されている。この項と客室の記載を紐付けするか、客室の項に書きこむか検討する。

高橋委員長：簡易的な点字表記なども記載が必要かもしれない。

D P I 今西：基本的な考え方として、2020 オリパラに向け、どう客室を整備していくか、また、2020以降の観光立国を目指したインバウンドの方への対応を念頭に置く必要がある。オリパラに向けては、IPC基準があり、IPC基準に基づく東京版アクセシビリティガイドには、宿泊施設に関する記載や数値目標が提示されている。設計標準の見直しの中では、アクセシビリティガイドの推奨レベルを設計標準のベースとしていくべきではないか。

移動円滑化基準の客室数は2%（50部屋以上に1以上）が義務基準である。現在アクセシブルルームの実態を調べているとのことだが、調べる以前から数が足りないことは明白である。この2%を3%に引き上げていく必要があるのではないか。また、アクセシビリティガイドでは、アクセシブルルームの出入り口の寸法950mm以上、通路1500mmを推奨している。これらの数値も踏まえて検討頂きたい。客室の他にも、例えば、3階以上に設置されるエレベーターは最低限の11人乗りが多いが、IPCでは標準で17名定員とされている。

一般客室についても、ドア幅、客室の中のスペースに関する数値を明示していく必要がある。単に全体としての客室の面積ではなく、ベッドをのぞいたスペースとしてどの程度あれば、車いすが使いやすいか、を示したらどうか。ユニットバスのドアの幅は最低でも700mm以上の有効幅員を確保したい。ユニットバスの段差について、2.5cmを目標として頂きたい。

JDDNet 橋口：案内表示とソフト対応について意見を述べたい。

案内表示について、ドライヤーが洗面所ではなくテレビ近くの引出しにしまっている場合など、部屋のどこに何がおいてあるのか、わからないことがある。発達障害の場合、わからない、みつけられないことが不安となり、パニックになることがある。部屋のどこになにがあるかわかる地図があれば、見通しを立てたり予習することができる。そういうものがあれば、全ての人にとってやさしい配慮になると考えるので、工夫して頂きたい。

ソフト対応について、「知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者に配慮した部屋食等の対応」と明記頂いたことに深く感謝します。書いて頂くことで、多くの発達障害を持つ人、またその家族がホテルや旅行を楽しむ大きな動機づけになると考える。

受付の筆談ボードとあるが、書字障害（書く能力に困難があり、文字を書く動作が困難、文字を書き写すのが苦手など）の場合は、代筆が必要であることも記載してはどうか。

事例紹介「ゆのくに天祥」にあった、「障害者や高齢者の対応に特化するのではなく、あくまで幅広いお客様に対応しているというスタンス」というのが理想であり、お客様が困っていることに視点をのぞいたソフト対応をしていただくということが望まれる。

病院会 梶原：病院や老健施設では、既にユニバーサルデザイン化、バリアフリー化が標準となっており、例えばドア幅は有効開口 110cm である。高齢者対応として、今後考えなくてはならないのは、認知症への対応である。例えば、フロアごとにカラーリングを変えることで、館内を認識しやすくするというような工夫があるとよい。

京王プラザのベッドは、高さを調節できるものである。高さが高くと高齢者が落ちることがある。一般のホテルや客室にも、高さを調節できるベッドをおくことも特別なことではない時代になってきているのではないか。

扉について、開口幅が大きいと実は引き戸や開き戸では開閉が大変なことがあり、折り戸の方が使いやすいこともあるので、取り上げるとよい。

老人クラブ連合会 斉藤：3点申し上げたい。

一点目は、ソフト対応の部分であるが、ルームキーが使いにくいという指摘がある。現在、カード式、差し込み式、タッチ式など、様々な形状があり、使い方がわからず部屋に入れないことがしばしばあると聞いている。フロントで使い方を丁寧に説明してもらえることもあるが、部屋の前で立ち往生してからフロントに引き返すこともある。

2点目は、部屋に入ってから、照明をどうつけたらいいのかわからないとの指摘がある。キーを差し込む、キーをおくなどの方法があつて、メインスイッチがわからない、ことがある。ソフト面に対応できると考えられるが、今後は海外からの方への対応も含めて対応を充実していく必要がある。

3点目、バリアフリー化の状況等に関してホームページ上で提供するの大事であるが、さらに予約時にメール等で要望を事前にメッセージとして発しておき、利用する前に双方向の調整ができるとよい。ホームページを活用する上で、事前に双方向でやりとりできる仕組みを持たせることについても含めて頂きたい。

ホテル協会 風間：ルームキーの使い方がよくわからないという指摘について、カードキーなどは、利用客に便利になってもらうための新たな仕組みとして導入しているものである。不便ではなく便利になって頂くためには、使い方について説明をすることが基本である。ソフト面が追いついていないところは周知していきたい。

部屋の照明の付け方について、ベルマンが部屋にご案内をした際に部屋の説明として伝えるのが基本である。しかし客が集中した場合など、状況によって十分な説明ができない場合がある。説明書の充実なども含めて考えていきたい。

予約の時にリクエストを聞いてもらいたいという指摘について、本来、こういったことが戦略的に行われていることがあるべき姿だと考える。傘下の会員にはご指摘を踏まえて目に見える形で発信をしていきたい。

シティホテル連盟 粉川：風間委員の意見の通りである。ご指摘はソフトで対応できるものが多いため、会員ホテルに発信していきたい。

バリアフリールームの数について、傘下の会員（対象 208 のホテル）に対して、アンケートを実施した。回答率は 25%（回答 53 ホテル）で総客室数 9158 室に対して、バリアフリールームは 30 室（0.3%）であった。バリアフリー法以前のホテルにはバリアフリールームは整備されていないのが実態である。先ほどユニットバスの改修に関する説明があつたが、安価でデザイン性もよ

いユニットバスなどの情報を提示頂けるとよい。

国際観光施設協会 中山：障害者、高齢者、様々であり、全部に対応するものは理論的にはあるかもしれないが、経済的、運営的には実現が難しい。このホテルはこういうものに対応している、という分類をしていくなどしなければ、高齢社会に対して業界がうまく対応することは難しいのではないか。

リゾートの旅館の設計もしてきたが、バリアフリールームを規定どおりにつくると、大きいトイレなどに対して、せっかく温泉旅館にきたのに、とがっかりされることがある。都市ホテルの場合は機能優先でよいかもしいれないが、リゾートホテルの場合は、旅を楽しむという利用目的に沿うという要素も重要である。

ユニットバスは面積を小さくおさめるために開発されたものであり、そもそも車いすを入れるのは無理がある。むしろ壊して違う浴室をつくる方がよいのではないかとはいえる。車いすの使用を考えれば在来工法でつくらないと対応できないのではないか。

改修の場合は、営業しながらの改修の困難や直下の部屋の稼働ができないなどの課題がある。また、旅館の経営状態が悪いため、改装資金がでないのが実態である。基準を高めるとなおさら無理となるため、一律ではなく、やれるところから広げると考えるべきではないか。

ろうあ連盟 大竹：情報伝達について、客室内から外に情報を伝える方法として、フロントにつながる電話があるが、ろうあ者には使えない。たとえばホテルの案内のパンフレットを読んでわからないときに、普通は電話で質問ができるが、ろうあ者の場合はそれができないため、フロントに下りていかないといけない。ファックスの貸し出しという記載があるが、ファックスにこだわることはない。それと災害時にはソフト対応で、客室内に警報装置が設置していない場合、フロントスタッフが早急にろうあ者のいる客室にいくと説明があるがこれは絶対必要である。

非常時も含めて、例えば、電子メールでやりとりできるような機器を貸し出し、室内とフロントでの情報のやりとりに活用できないか。客室内から、「テレビが動かない」というメールを送ると、フロントから「わかりました」と返事がきて、客室にきて頂けるといったイメージである。メールでやりとりのできる機器の貸し出しも記載頂きたい。

高橋委員長：今西委員の東京 2020 アクセシビリティガイドの基準をベースとしてはどうかとの意見についてはいかがか。

国交省 藤原：東京 2020 アクセシビリティガイドの基準については、記載されている基準のうち、特に数値基準に関しては、求めすぎという意見も聞くところである。アクセシビリティガイドの基準は参考としつつ、全てを取り入れるのは難しいところもあるため、日本の基準に取り入れるべきものなのかについて精査をしていきたい。廊下幅を確保、エレベーターを大きくすれば、それだけ客室の数は減ってしまう。使える客室が少ないという現状も含めて全体の中で取捨選択をしていかななくてはならない。

橋口委員、齊藤委員のご指摘については、ソフト対応で可能であり、ホテル業界の対応も含めて進めていきたい。

ドアの開口が広いところで折れ戸が使いやすいとの指摘については、どういうものが設計しやすいか、既存の改修方法も含めて掲載を考えたい。

中山委員のご指摘にあるように、現実的な対応をとっていくことが重要だと考えている。旅館

の資金調達が難しいとのご指摘については、観光庁の方で予算要求をしているところであり、そういうものを利用して頂きながら、国交省としては、ホテルや旅館のバリアフリー化を進めていきたいと考えている。

大竹委員のご指摘のメールの活用については、特別な貸出機器でなくても、自身が使っている携帯電話を登録することで活用できるのではないかとといった可能性も含めて、現実的な方法を考え、それにより多くの方が不自由なく利用できることを目指していきたい。

日本女子大 佐藤：先ほど、「スイッチ・コンセント」の項と「客室」の項の記載の紐付について、コメントあった。設計者が設計時にあちこちの項を紐解かないといけないのは不便であり、非常にわかりにくい。「劇場・競技場等の観覧席を有する施設に関する追補版」のように、「宿泊施設を有する施設の追補版」があるとよい。

今西委員から指摘のあった移動等円滑化基準の見直しに向けた課題として、移動円滑化経路の目的施設を、施設の用途ごとに設定することが必要であると考え。今回の改訂の中でこれらを整理できるとよい。円滑化経路は、法に示された目的施設までとなっているが、施設の用途に応じてその経路の延長先としてどこまで考えておくかを明示しておくことが必要である。

高橋委員長：まず、今回の設計標準の改訂では現実的対応をはかっていくことを念頭に検討したい。また、可能な限り多くの方が利用できる施設（今回の改訂では客室など）の実現を目指したい。今回は骨子の提示であったが、今回は具体的な記述内容に触れていきたい。追加のご意見、事例については事務局までお寄せ頂きたい。

次回委員会：平成 28 年 11 月 21 日（月）13：00～

以上

第2回委員会後に提出された意見

東京大学 松田委員

【資料1】

- 7ページ:ソフト対応:「ハードで足りないところ」をソフト対応で補うとあるが、そもそもどのような部分が足りていないのか、明確にわかることが重要では。自己診断リストのようなものが必要ではないか。
- 8ページ:トイレの機能分散:「多機能トイレの功罪」、「多機能トイレを設置しなければならないケース」とは具体的にどのような状況でしょうか。
- 9ページ:簡易型機能を備えた便房:「オストメイト対応設備について、背もたれに付けるものも「合」とする考え方→客観的な調査データがあれば、是非盛り込んで頂きたいです。

【資料3】

- 1ページ:(1)設計の考え方、6行目:ハード対応とあわせて情報提供やサービス等のソフト対応(人的対応)→「ソフト対応」が指し示す内容が明確で無い。原則として提供されるべきサービスと考えて良いのか。その場合、「オペレーション対応」または「マネジメント対応」などの呼び方の方が適切ではないか。

本資料全体に

- 各部分で考えているが、共用部はどのような扱いか
- 「客室」という単位だが、フロントや共用部における便所などは、扱わなくて良いか
- 「食事」という行為を考えた場合、レストランのアクセシビリティに問題があることも考えられる。そのような場合は、可能であればロビーやその他のカフェテリアなどで食事を提供できるようにすること、などもできれば良い。
- 視覚障害者の場合、ビュッフェ形式のレストランは対応できない。それも、上記のような「ソフト対応」で行うなど、事例的に示せないか
- やはり、「ソフト対応」というまとめ方には違和感がある

【その他】

- 車いすユーザーにとって、客室内の収納は扉があって深さがあると使いづらい。むしろ「棚だけが一番使いやすい」とのこと
- 客室扉のわかりにくさ、室内設備のわかりにくさは、前回委員会での意見にもあったが、基本的にはホテルの基本的サービスとしてきちんと情報提供すべき、そのような情報を必要な人がいるということを、事例的に示せないか
- 車いす、視覚障害者どちらも事前の情報提供が重要、そのあたりで優良事例はないか
- 事前の情報収集について、旅慣れた方(車いすユーザー)によれば、知り合いをホテルに作って、その人に直接連絡するのが一番便利とのこと(ウェブページ等は使いにくいとのこと)

- ▶ テナントビルの段差について：大きなテナントビルでは、店舗が後で決まることも多く、飲食店などの水回りの配管の関係で段差が出来てしまうことがある。この辺りを上手く工夫している事例を取り上げると良い。また、飲食以外のテナントでも、床仕上げを木材等の厚い材料を使うなどにより、段差が出来てしまうことがある。これは規約で段差を作らせないような方法があるはず（つくばイオンは段差無し）なので、そのような事例を紹介したら良い。
- ▶ シャワー室：バリアフリールームをシャワー室のみにすることは条件により採用（もちろん空間に余裕がある場合、浴槽があるに越したことはない）しても良いと思うが、シャワー室もないバリアフリールームはあり得ないと思う。
- ▶ シャワーのみで考えた場合は、浴用椅子やシャワーチェアを使うことも考え、吐水口や洗面器を置くカウンターの位置、立ち座りのための手すりの設置などを明記する事が必要。
- ▶ ユニットバス：国内のホテルの客室のほとんどはユニットバスを採用している。私自身のこれまでの経験では、25年程前に泊まった蒲郡プリンスホテル以外は全てユニットバスであった（逆に海外ではユニットバスはほとんど経験していない）。シティホテルの高級なものを含め、精巧に出来たユニットバスがほとんどと考える。スラブの下抜きは排水音の問題や施工の問題があり、床上で仕上げる方が望ましいが、段差解消をどうするかが問題。室内のレイアウトも考えながら段差解消を考える必要あり。ただ、事務局で示した 20-30 cmの段差はかなり古い仕様と思われる。
- ▶ 避難所の設備について：体育館や公民館などを避難所にする場合、被災者自身が使える水場（台所など）などがある事例が取り上げられると良い。
- ▶ →被災者も支援されるだけでなく、自ら活動した方が心理的負担も少なく、コミュニティも形成されやすいと考える。

1. 対比表の提供

- 今回の設計標準見直しは、2020 オリパラを見据えその後のレガシーとする整備のための指針を検討していくものと思います。水準の高い IPC 基準、2020 東京アクセシビリティ・ガイドラインと国内基準を対比のために作成された表は今後の設計標準見直しの方向性を示すもので返却することなく委員に提供すること。
- なお、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」では、参考資料として返却することなく「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を配布している。

2. 設計標準見直しに向けた基本的な考え方

- 設計標準見直しは、遠くない将来を見据えた整備への指針となるものを検討していくと考えられるが、あまり現実的な既存建築物の改修という目先だけの整備だけにとらわれことなく、新設の建築物の整備に向けた設計指針を示していくことが併せて重要とされる。

3. ホテルのバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査

- 2020 年にはオリパラを含め 4000 万人の訪日外国人の受け入れることを目途とするにあたり、ホテル等の客室不足は明白とされる。取り分け障害がある人の客室不足は深刻とされ、バリアフリールームおよび一般客室の整備状況を把握することは重要である。
- アンケート調査については、引き続き委員の全日本シティホテル連盟に留まることなく日本ホテル協会や国際観光施設協会においても実施してください。また、日観協、全旅連など関係箇所への積極的な協力を広く求めてください。
- アンケート調査票の設問として一般客室の状況を把握するため、3-1-4 UD ルームに準じた部屋で「UD ルームに準じた部屋が有る」と回答したものに対して、①客室のタイプ、②実質的なベッドルームの広さ（ユニットバス、通路を除く）の設問を追加してもらいたい

4. 小規模店舗の委任条例

- コンビニや飲食店など小規模店舗の入口や通路、トイレの整備基準の検討を行なうにあたり、特別特定建築物の「物品販売業を営む店舗等」および「飲食店等」の規模や施設整備について委任条例により変更を行っている自治体の一覧を提供してください。